

- 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

	改 正 後	改 正 前 (注)
目次	目次	目次
〔第一章～第七章 略〕	〔第一章～第七章 同上〕	〔第一章～第七章 同上〕
第八章 証券化エクスポート・ジャーナーの取扱い	第八章 証券化エクスポート・ジャーナーの取扱い	第八章 証券化エクスポート・ジャーナーの取扱い
第一節 総則（第二百四十六条～第二百四十八条の三）	第一節 総則（第二百四十六条～第二百四十八条）	第一節 総則（第二百四十六条～第二百四十八条）
第二節 証券化エクスポート・ジャーナーの信用リスク・アセットの額	第二節 証券化エクスポート・ジャーナーの信用リスク・アセットの額	第二節 証券化エクスポート・ジャーナーの信用リスク・アセットの額
第一款 総則（第二百四十八条の四）	第一款 標準的手法の取扱い（第二百四十九条～第二百五十二条）	第一款 標準的手法の取扱い（第二百四十九条～第二百五十二条）
第二款 証券化エクスポート・ジャーナーのリスク・ウェイトの取扱い	第二款 内部格付手法の取扱い（第二百五十三条～第二百七十七条）	第二款 内部格付手法の取扱い（第二百五十三条～第二百七十七条）
第一目 総則（第二百四十九条～第二百五十一条）		
第二目 内部格付手法準拠方式（第二百五十二条～第二百五十四条）		

百五十七条)

第三目 外部格付準拠方式（第二百五十八条—第二百六十二条）

第四目 内部評価方式（第二百六十一条—第二百六十六条）

第五目 標準的手法準拠方式（第二百六十二条—第二百六十六条）

第六目 リスク・ウェイトの上限（第二百六十七条）

第七目 適格STC証券化エクスポージャー（第二百六十七条の二）

第三款 信用リスク削減手法（第二百六十八条—第二百七十条）

〔第八章の二—第十一章 略〕

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一・二 略〕

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

(定義)

第一条 〔第八章の二—第十一章 同上〕

附則

〔第八章の二—第十一章 同上〕

〔一・二 同上〕

二の二 〔同上〕

イ 原資産の全部が証券化エクスボージャーである証券化取引であつて、当該証券化取引に係るエクスボージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化工クスボージャーを含まない一の原資産プールによる一の証券化取引に係るエクスボージャーのキャッシュ・フローとして再現できるもの

ロ 「略」

〔三〕七 略〕

八 標準的手法 第四十八条から第百三十九条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔九〕十一 略〕

十二 内部格付手法 第百四十条から第二百四十五条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔十二の二〕二十二 略〕

〔十二の二〕の二 原資産プール 証券化取引において信用リスクの移転の対象となつた全ての原資産の集合をいう。

〔二十三〕七十二 略〕

七十三 IRBプール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスボージャーの全てが次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスボージャー（再証券化エクスボージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 「同上」

〔三〕七 同上〕

八 標準的手法 第四十八条から第百三十九条まで及び第二百四十六条から第二百五十二条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔九〕十一 同上〕

十二 内部格付手法 第百四十条から第二百四十八条まで及び第二百五十三条から第二百七十条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔十二の二〕二十二 同上〕

〔号を加える。〕

〔二十三〕七十二 同上〕

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスボージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに

イ 当該エクスボージャーと同種のエクスボージャーに内部

格付手法を適用することについて金融庁長官の承認を得て  
いること。

ロ 当該エクスボージャーに内部格付手法を適用するために  
十分な情報を取得していること。

類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスボージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンダードバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるよう仕組まれたものでないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行つてること。

ホ 流動性補完の対象となる証券化エクスボージャーに適格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスボージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されることであること。

へ流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

〔号を加える。〕

七十四 混合プール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクススポージャーの一部についてのみ前号に掲げる要件を満たすものをいう。

七十五 SPAプール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクススポージャーの全てが第七十三号に掲げる要件のいずれかを満たさないものをいう。

〔号を加える。〕

七十六 最優先証券化エクススポージャー 証券化エクススポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ又は通貨スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要な請求権を除き、第一順位の請求権により裏付けられているものをいう。ただし、一の最優先証券化エクス申博ージャーが階層化されることにより優先順位の異なる複数の新たな証券化エクス申博ージャーを生じさせる取引を行つた場合にあつては、複数の証券化エクス申博ージャーのうち最も優先する証券化エクス申博ージャーのみを最優先証券化エクス申博ージャーとして取り扱うものとする。

七十七 適格なサービスナー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことの目的として、約定された額の範囲内でサービスナー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者）をいう。以下この号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

「イ・ロ 略」

「号を削る。」

七十四 適格なサービスナー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことの目的として、約定された額の範囲内でサービスナー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したもの）をいう。以下この号及び第七十七号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

「イ・ロ 同上」

七十五 コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。

イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在すること。

ロ すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたって、毎月の一定時点における銀行及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。

ハ 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものとして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

ニ ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残

高は、当該期間において均等額の償還を行つた場合の未償  
還残高を下回つてはならない。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

七十六 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のう  
ちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十七 エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る  
収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、  
サービスへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスボ  
ージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費  
用を控除した額のことをいう。

〔七十七の二～八十二 略〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己  
資本の下限)

第十三条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第  
二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセン  
トを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号  
及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場  
合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスボージ  
ャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開  
始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己  
資本の下限)

第十三条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第  
二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセン  
トを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号  
及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場  
合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の  
使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手  
法採用行にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採

にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあつては標準的手法を含む。第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。)とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスボージャーに係る部分については銀行を標準的手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

## 〔5・6 略〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

### 第二十四条 「略」

## 〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスボージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスク

用行にあっては標準的手法を含む。第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

## 〔5・6 同上〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

### 第二十四条 「同上」

## 〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスボージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方

に係る部分のうち証券化エクスボージャーに係る部分について  
は銀行を標準的手法採用行とみなして第八章に定めるところに  
より判定された手法とし、これらの部分以外の部分については  
現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額  
から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算  
出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己  
資本の下限)

第三十六条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第  
二十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び  
第二十八条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場  
合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスボージ  
ャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開  
始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分  
のうち証券化エクスボージャーに係る部分については銀行を標  
準的手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定さ  
れた手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いて  
いる手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第

法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額  
につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 同上〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己  
資本の下限)

第三十六条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第  
二十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び  
第二十八条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場  
合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスボージ  
ャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開  
始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分  
については現在用いている手法とする計算方法により算  
出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該  
計算方法により算出した額を控除した額をいう。

一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十七条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四十条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポートヤーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポートヤーに係る部分については銀行を標準的手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除了した額をいう。

〔5・6 略〕

〔5・6 同上〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十七条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四十条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除了した額をいう。

〔5・6 同上〕

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計

額)

第四十八条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に規定するリスク・ウェイトを資産の額（国内基準行にあっては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）並びに第三節のオフ・バランス取引並びに第四節の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十九条の五の規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第八章に定めるところにより算出した証券化エクスポートヤーに係る信用リスク・アセットの額

三 「略」  
四 「略」  
2 「略」

(格付等の使用基準の設定)

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計

額)

第四十八条 「同上」

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（国内基準行にあっては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十九条の五及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

〔号を加える。〕

二 「同上」  
三 「同上」  
2 「同上」

(格付等の使用基準の設定)

第五十条 「略」

「2・3 略」

4 以下この章において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付（以下この項において「格付」と総称する。）又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用行が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用行が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

（不動産取得等事業者向けエクスボージャー）

第七十条 第六十五条、第六十六条及び第六十八条の規定にかかるらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスボージャー、中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。第二百六十七条の二第三項第二十号において「不動産取得等事業向けエクスボージャー」という。）のリスク・ウェイトは、第六十五条又は第六十六条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

第五十条 「同上」

「2・3 同上」

4 以下この章及び第八章第二節第一款において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用行が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用行が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

（不動産取得等事業者向けエクスボージャー）

第七十条 第六十五条、第六十六条及び第六十八条の規定にかかるらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスボージャー、中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。）のリスク・ウェイトは、第六十五条又は第六十六条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第七十六条の五　【略】

2　【略】

3 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポートヤーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用行を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4　【略】

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポートヤーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第七十六条の五　【同上】

2　【同上】

3 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポートヤーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用行を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4　【同上】

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポートヤーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同

項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

## 6 [略]

7 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポートジャーニーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用行を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信

項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

## 6 [同上]

7 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポートジャーニーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用行を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信

相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔8～10 略〕

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第八十九条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に

掲げるものとする。

〔一～三 略〕

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 「略」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十五条第一項の表を準用するものとする。

次号及び第九十四条第一項第一号において同じ。）が2～2  
、4～3又は6～10（再証券化エクスポージャーに該当する

相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔8～10 同上〕

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第八十九条 「同上」

〔一～三 同上〕

四 「同上」

イ 「同上」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十五条第一項の表を準用するものとする。

次号及び第九十四条第一項第一号において同じ。）が2～2  
、4～3又は6～3（再証券化エクスポージャーに該当する

ものを除く。) 以上であるもの

ハ 「略」

〔五〇七 略〕

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等		残存期間	ボラティリティ調整率
特定の発行体の場合(パーセント)であつて	特定の発行体以外	特定の発行体	証券化工
セント)	クスパー	ジヤーの	クスパー
場合(パ	セント)	合(パー	合(パー

ものを除く。) 以上であるもの

ハ 「同上」

〔五〇七 同上〕

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 「同上」

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等		残存期間	ボラティリティ調整率
特定の発行体の場合(パー	特定の発行体以外	特定の発行体	証券化工
セント)	クスパー	ジヤーの	クスパー
場合(パ	セント)	合(パー	合(パー

6   6、 6   7、	5   3、 6   5、	4   3、 5   2、	2   2、 4   2、	1   2、 1   3、	信用リスク区分が 九条第三号に該当す る場合	6   4若しくは 7	1   2、 6   3、	1、 5   1、 6   1、	1   1、 2   1、 4   1	信用リスク区分が 1の場合又は第八十 九条第三号に該當す る場合
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	----------------------	------------------------------	------------------------------------	---	---

五年超	年以下	一年超五	一年以下	五年超	年以下	一年超五	一年以下	○・五	(パーセント)	証券化エ クスボーリ ジヤー以外の 場合)
六	三	一	四	二	一	四	一	○・五	（パーセント）	証券化エ クスボーリ ジヤー以外の 場合)
十二	六	二	八	四	一	四	一	（パーセント）	（パーセント）	証券化エ クスボーリ ジヤー以外の 場合)
二十四	十二	四	十六	八	二	八	二	（パーセント）	（パーセント）	証券化エ クスボーリ ジヤー以外の 場合)

6   3、 7   2若	5   3、 6   2、	4   3、 5   2、	2   2、 4   2、	1   2、 1   3、	信用リスク区分が 八十九条第三号に 該当する場合	6   1若しくは 7	4   1、 5   1、	1   1、 2   1、 4   1	信用リスク区分が 1の場合又是第 八十九条第三号に 該当する場合	
五年超	年以下	一年超五	一年以下	五年超	年以下	一年超五	一年以下	○・五	(パーセント)	証券化エ クスボーリ ジヤー以外の 場合)
六	三	一	四	二	一	四	一	○・五	（パーセント）	証券化エ クスボーリ ジヤー以外の 場合)
十二	六	二	八	四	一	四	一	（パーセント）	（パーセント）	証券化エ クスボーリ ジヤー以外の 場合)
二十四	十二	四	十六	八	二	八	二	（パーセント）	（パーセント）	証券化エ クスボーリ ジヤー以外の 場合)


(注) 「略」

二 「略」

2 「略」

(プロテクションを提供した場合)

第一百三十六条 標準的手法採用行がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合には、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスボージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

〔項を削る。〕


(注) 「同上」

二 「同上」

2 「同上」

(プロテクションを提供した場合)

第一百三十六条 標準的手法採用行がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該標準的手法採用行は、当該プロテクションの提供に係るエクスボージャーについて第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

2|| 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与し

でいないときは、標準的手法採用行は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗じることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

#### (プロテクションを提供した場合)

第一百三十八条 第百三十六条の規定は、標準的手法採用行がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とする。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

#### (プロテクションを提供した場合)

第一百三十八条 第百三十六条の規定は、標準的手法採用行がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」。ただし、同条第二項中「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第一百五十二条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 国際統一基準行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスボージャー、リテール向けエクスボージャー及び株式等エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第一百七十四条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第一百六十六条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第一百六十七条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第一百七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第一百七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第一百六十七条（第十項を

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第一百五十二条 「同上」

一 「同上」

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスボージャー、リテール向けエクスボージャー、株式等エクスボージャー及び証券化エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第一百七十四条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第一百六十六条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第一百六十七条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第一百七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第一百七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第一百六十七条（第十項を

除く。)の規定が適用されるエクスボージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

口  
〔略〕

ハ 第八章に定めるところにより算出した証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセツトの額

口  
〔略〕

二 国内基準行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスボージャー、リテール向けエクスボージャー及び株式等エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセツトの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセツトの額を含む。）、第百六十六条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十分の一セントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百六十七条第十項の規定により算出される信用リスク・アセツトの額、第百七十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセツトの額、第百七十八条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセツトの額並びに第百七十八

びに第百六十七条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスボージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセツトの額の合計額

口  
〔同上〕

〔号の細分を加える。〕

ハ  
〔同上〕

二  
〔同上〕

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスボージャー、リテール向けエクスボージャー、株式等エクスボージャー及び証券化エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセツトの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセツトの額を含む。）、第百六十六条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十分の一セントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百六十七条第十項の規定により算出される信用リスク・アセツトの額、第百七十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセツトの額、第百七十八条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセツトの額並びに第百七十八

条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百六十七條（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポート・ジャーニー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

口　〔略〕

ハ 第八章に定めるところにより算出した証券化エクスポート・ジャーニーに係る信用リスク・アセットの額

ニ　〔略〕  
ホ　〔略〕

（事業法人等向けエクスポート・ジャーニーのEAD）

第百五十七条　〔略〕

〔2～4　略〕

5|| 事業法人等向けのリボルビング型エクスポート・ジャーニーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用行は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

6|| 〔略〕

ソトの額並びに第百七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百六十七條（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポート・ジャーニー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

口　〔同上〕

〔号の細分を加える。〕

ハ　〔同上〕  
ニ　〔同上〕

（事業法人等向けエクスポート・ジャーニーのEAD）

第百五十七条　〔同上〕

〔2～4　同上〕

〔項を加える。〕

5|| 〔同上〕

(リテール向けエクスポート・ジャーワのEAD)

第一百六十五条　【略】

2　【略】

3 リテール向けのリボルビング型エクスポート・ジャーワのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用行は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

〔項を削る。〕

4||  
　【略】

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百六十七条　【略】

2　【略】

3 前項の場合において、内部格付手法採用行が保有エクスポート・ジャーワの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用行を当該裏付けとな

(リテール向けエクスポート・ジャーワのEAD)

第一百六十五条　【同上】

2　【同上】

3 適格リボルビング型リテール・エクスポート・ジャーワのオフ・バランス資産項目のうち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用行は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

4|| 前項において推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手法採用行が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

5||  
　【同上】

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百六十七条　【同上】

2　【同上】

3 前項の場合において、内部格付手法採用行が保有エクスポート・ジャーワの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用行を当該裏付けとな

る資産等を直接保有する者とみなして、第百五十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（二に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号イ及び第二号イ中「信用リスク・アセットの額を含む。」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百七十一条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第一百五十七条第六項又は第一百六十五条第四項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第一号ロ及び第二号ロ中「と読み替えるものとする」とあるのは「と、同条第一項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする」と、同条第一号ハ及び第二号ハ中「信用リスク・アセット」とあるのは「信用リスク・アセット（同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポートのリスク・ウェイトを算出したものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 内部格付手法採用行が前項の規定により保有エクスポートを算出したものに限る。

る資産等を直接保有する者とみなして、第百五十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（ハに掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号イ及び第二号イ中「信用リスク・アセットの額を含む。」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百七十一条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第一百五十七条第五項又は第一百六十五条第五項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第一号ロ及び第二号ロ中「と読み替えるものとする」とあるのは「と、同条第一項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

ーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポートの信用リスク・アセツトの額を当該各号に定める手法により算出するものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

5  
〔略〕

6 前項の規定により保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出する場合にあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスポートの信用リスク・アセツトの額を、次の各号に掲げる当該エクスポートの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 〔略〕

二 証券化エクスポートの前項の第三者を当該証券化エクスポートを直接保有する内部格付手法採用行とみなして、第百五十二条の規定（第一号ハ及び第二号ハに係る部分に限る。

）を準用する。この場合において、同条第一号ハ及び第二号ハ中「信用リスク・アセツトの額」とあるのは「信用リスク・アセツト（同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポートのリスク・ウェイト

6  
三 〔一・二 同上〕  
〔同上〕

5  
〔同上〕

二 証券化エクスポートの前項の第三者を当該証券化エクスポートを直接保有する内部格付手法採用行とみなして、第百五十二条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「イに掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により

を算出したものに限る。) の額 (当該額の算出に当たつては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。) と読み替えるものとする。

二 前二号に掲げるエクス・ポージャー以外のエクス・ポージャー前項の第三者を当該エクス・ポージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額(第三号に掲げる額を除く。)の合計額とし、当該合計額の算出に当たつては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「第五節」とあるのは「第六章第五節」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第六章第二節」と、「第三節」とあるのは「第六章第三節」と、「第四節」とあるのは「第六章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額 (当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引との二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

「とあるのは「内部格付手法（証券化エクス・ポージャーにあつては、第二百五十六条に規定する外部格付準拠方式に限る。）」により」と読み替えるものとする。

二 前二号に掲げるエクス・ポージャー以外のエクス・ポージャー前項の第三者を当該エクス・ポージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウエイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「第五節」とあるのは「第六章第五節」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウエイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウエイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第六章第二節」と、「第三節」とあるのは「第六章第三節」と、「第四節」とあるのは「第六章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

8 前項の場合において、内部格付手法採用行が保有エクスポートジ

ヤーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセツトの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポートジヤーの信用リスク・アセツトの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポートジヤーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする

### 一 「略」

二 証券化エクスポートジヤー 当該内部格付手法採用行を当該証券化エクスポートジヤーを直接保有する者とみなして、第百五十一条の規定（第一号ハ及び第二号ハに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条第一号ハ及び第二号ハ中「信用リスク・アセツト」とあるのは「信用リスク・アセツト（同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポートジヤーのリスク・ウェイトを算出したものに限る。）」と読み替えるものとする

### 三 前二号に掲げるエクスポートジヤー以外のエクスポートジヤー

当該内部格付手法採用行を当該エクスポートジヤーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と

8 「同上」

### 一 「同上」

二 証券化エクスポートジヤー 当該内部格付手法採用行を当該証券化エクスポートジヤーを直接保有する者とみなして、第百五十一条の規定（第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「イに掲げる額」と、「内部格付手法により」であるのは「内部格付手法（証券化エクスポートジヤーにあつては、第二百五十六条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」であるのは「内部格付手法（証券化エクスポートジヤーにあつては、第二百五十六条に規定する外部格付準拠方式に限る。）」により」と読み替えるものとする。

### 三 前二号に掲げるエクスポートジヤー以外のエクスポートジヤー

当該内部格付手法採用行を当該エクスポートジヤーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と

、「第五節」とあるのは「第六章第五節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第六章第二節」と、「第三節」とあるのは「第六章第三節」と、「第四節」とあるのは「第六章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔9～11 略〕

（適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第一百七十条　〔略〕

〔2・3 略〕

4　先進的内部格付手法採用行は、第一百五十六条の規定にかかるらず、適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて、LGDの自行推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスボージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただ

、「第五節」とあるのは「第六章第五節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第六章第二節」と、「第三節」とあるのは「第六章第三節」と、「第四節」とあるのは「第六章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔9～11 同上〕

（適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第一百七十条　〔同上〕

〔2・3 同上〕

4　先進的内部格付手法採用行は、第一百五十六条の規定にかかるらず、適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて、LGDの自行推計値に代えて適格事業法人等向けエクスボージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただ

ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第二百六条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5～9 略〕

(購入債権における保証の取扱い)

第百七十三条 [略]

〔2～4 略〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合には、内部格付手法採用行は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対しても信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、証券化取引が行われたものとみなして信用リスク・アセットの額を算出する証券化エクスボージャーについて、第八章第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウエイトを算出するときは、第二百五十七条第五項の規定にかかわらず、裏付資産の

し、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第二百六条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5～9 同上〕

(購入債権における保証の取扱い)

第百七十三条 [同上]

〔2～4 同上〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合には、内部格付手法採用行は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対しても信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百六十二条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は次の算式により算出する値をいうものとする。

加重平均LGD（LGD）は、次の算式による算出する値をこの中の  
とする。

$$\underline{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) + \\ \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十二条第一項に定める}\underline{LGD}) +$$

$$\left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

6|| 購入債権に係る取引が第四項第一号に掲げる事由に該当する  
場合であつて、内部格付手法採用行が同号に規定する譲渡人で  
あるときは、当該内部格付手法採用行は譲渡した債権のデイス  
カウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱う  
ものとする。

〔項を加へる。〕

7|| [略]

## 第八章 証券化エクスポートの取扱い

### 第一節 総則

(証券化エクスポートの信用リスク・アセシト)

第一百四十六条 第六章及び前章の規定にかかるらず、証券化エク  
スポートの信用リスク・アセシトの計算は、この章の定める  
ものによる。ただし、前章の規定のうち、第一百四十一条、第一百

$$\underline{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) + \\ \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十二条第一項に定める}\underline{LGD}) +$$

$$\left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

6|| [回上]

## 第八章 証券化エクスポートの取扱い

### 第一節 総則

(証券化エクスポートの信用リスク・アセシト)

第一百四十六条 第六章及び前章の規定にかかるらず、証券化エク  
スポートの信用リスク・アセシトの計算は、この章の定める  
ものによる。ただし、前章の規定のうち、第一百四十一条、第一百

四十四条及び第一百四十五条の規定は、内部格付手法採用行が第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポートジャーに係る第二百五十四条第一項のK<sub>BBB</sub>及び同条第八項に掲げる算式のK<sub>BBB</sub>を算出するに当たって行う内部格付手法による裏付資産の所要自己資本の額の算出について準用する。

〔条を削る。〕

（千二百五十パーントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー）

第二百四十七条 次に掲げるものは千二百五十パーントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー

## 二 信用補完機能を持つ1/0ストリップス

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

（原資産の信用リスク・アセット）

（原資産の信用リスク・アセット）

**第二百四十七条** 銀行は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

一 「略」

二 当該銀行が原資産に對して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないよう、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に規定する外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百六十七条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 略〕

〔三・四 略〕

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の信用力の向上を目的として、当該銀行が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよ

**第二百四十八条** 銀行は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

一 「同上」

二 当該銀行が原資産に對して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないよう、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 同上〕

〔三・四 同上〕

五 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該銀行が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交

う義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔口・ハ 略〕

〔略〕

七 六  
当該証券化取引に係る契約において、前号イからハまでに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

八 六  
一以上のリボルビング型の信用供与を原資産に含む証券化取引に係る契約において、当該リボルビング型の信用供与に係る当該銀行の持分に対して次に掲げる効果のいずれかをもたらす早期償還条項又はこれに類する条項が含まれていないこと。

- イ 当該銀行の保有する持分が当該銀行以外の投資家の持分に優先する状況又は当該投資家の持分と同順位にある状況において、当該銀行の持分を当該投資家の持分よりも劣後させる変更
- ロ 当該銀行の持分が当該証券化取引における劣後部分を構成する状況において、当該銀行の持分を当該証券化取引の他の当事者の持分よりも更に劣後させる変更

換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔口・ハ 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

ハイ及びロ以外の方法により当該銀行の持分の損失リスクを増加させる変更

九〔略〕

2 第六章第五節の規定は、前項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる条件又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、第一百四条第一号中「エクスポートジヤー」とあるのは「原資産プール」を構成するエクスポートジヤーのうち最も残存期間が長いもの」と、第一百二十二条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第一百三十二条及び第一百三十二条中「エクスポートジヤーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポートジヤーの残存期間のうち最も長いもの」と読み替えるものとする。

一〔略〕

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ リボルビング型の信用供与を原資産プールに含む証券化取引における銀行の持分を実質的に劣後させる効果をもたらす早期償還条項、信用事由が生じた場合でも保証、担保

七〔同上〕

2 第六章第五節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第一百四条第一号中「エクスポートジヤー」とあるのは「原資産」を構成するエクスポートジヤーのうち最も残存期間が長いもの」と、第一百二十二条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一〔同上〕

二〔同上〕

イ 信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポートジヤーの信用力の

権若しくはプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポートジャヤーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

〔口〕ホ 略

三 〔略〕

3|| 前二項に掲げる要件を満たす証券化取引が早期償還条項を有する場合であつて、当該早期償還条項が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、オリジネーターである銀行は、原資産に係る信用リスク・アセツトの額を算出することを要しない。

- 一 原資産の補充が行われる仕組みの取引であつて、原資産の補充が停止し、かつ、早期償還により銀行が新規のエクスポートジャヤーを裏付資産に追加することを禁じられている場合
- 二 原資産にリボルビング型の信用供与が含まれる早期償還条項を有する証券化取引のうち、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。）の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである銀行に遡及せず、かつ、早期償還の実施がオリジネーターである銀行の権利を実質的に劣後させない場合
- 三 銀行が一以上のリボルビング型の信用供与枠を証券化しており、早期償還の開始以降も当該信用供与枠に係る債務者に

低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

〔口〕ホ 同上

三 〔同上〕

〔項を加える。〕

よる追加的な引出しのリスクを投資家が負っている場合

- 四 関連法令の重大な変更その他の証券化された原資産のパフォーマンス又は当該原資産の譲渡人である銀行の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

4||  
〔略〕

(証券化取引のデュードイリジエンス等)

第二百四十八条 銀行は、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り、次節第二款に規定する証券化エクスボージャーの信用リスク・アセシトの計測手法を適用することができる。

一 銀行の保有する証券化エクスボージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

二 銀行の保有する証券化エクスボージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

三 銀行の保有する証券化エクスボージャーについて、当該証券化エクスボージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

四 銀行が、第一条第二号の二イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスボージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全

3||  
〔同上〕  
「条を加える。」

部となつてゐる証券化エクスポート・ジャヤーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するためには必要な体制が整備されていること。

五 前各号に掲げる条件を満たすための管理規程等を作成していること。

2 次節の規定にかかわらず、銀行は、前項各号に掲げるいずれかの条件を満たさない証券化エクスポート・ジャヤーについて千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

3 銀行は、第一項の場合において、当該銀行が証券化エクスポート・ジャヤー（第二百五十一条に規定する証券化エクスポート・ジャヤーを除く。）を保有する証券化取引のオリジネーター（当該銀行がオリジネーターである場合を含む。）が次に掲げるいずれかの条件を満たしていることを確認することができないと判断することができない限り、当該証券化エクスポート・ジャヤーについて第二節第二款の規定により算出されるリスク・ウェイトに三を乗じて得られる値（千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセント。）を当該証券化エクスポート・ジャヤーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該証券化取引における証券化エクスポート・ジャヤーの全てのトランシェを均等に保有し（信用リスクをヘッジする方法その他

の方法によりオリジネーターが実質的に信用リスクを負担していない部分については、保有していないものとみなす。以下の項において同じ。）、かつ、当該証券化エクスポートの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポートの総額の五パーセント以上であること。

二 当該証券化取引における証券化エクスポートの最劣後のトランシェを保有し、かつ、当該エクスポートの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポートの総額の五パーセント以上であること。

三 当該証券化取引における証券化エクスポートの最劣後のトランシェが五パーセント未満であつて、当該トランシェの全てを保有するとともに、当該トランシェ以外の各トランシェを均等に保有し、かつ、当該エクスポートの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポートの総額の五パーセント以上であること。

四 当該証券化取引における証券化エクスポートを継続的に保有することにより、当該オリジネーターが負担する信用リスクが前各号の条件を満たす場合の信用リスクと同等以上であると認められること。

(一)の証券化取引における所要自己資本の総額の上限)

第二百四十八条の二 銀行は、一の証券化取引（再証券化取引を

〔条を加える。〕

除く。）において保有する一以上の証券化エクスポートの所要自己資本の額（第二百四十八条の四の規定に基づいて算出される証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。）の総額について、当該証券化エクスポートが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該証券化エクスポートの裏付資産に係る所要自己資本の額（銀行が内部格付手法採用行であって、当該証券化エクスパートナーが第二号又は第三号に該当する場合には、自己を標準的手法採用行とみなして計算する裏付資産に係る所要自己資本の額とする。）の合計額に当該銀行の持分比率（一のトランシェについて当該銀行が保有する一以上の証券化エクスポートの名目額を当該トランシェ全体の名目額で除して得た割合をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額を上限とすることができる。

- 一 次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポート
- 二 銀行が当該証券化取引のオリジネーターである場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポート
- 三 当該証券化取引のオリジネーターに該当しない内部格付手法採用行が、第十三条第一項、第二十四条第一項、第三十六条

条第一項及び第四十七条第一項に規定する信用リスクに係る  
旧所要自己資本の額を算出する場合において、次節第二款第三  
二目(に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する  
標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証  
券化エクスポートジャー(第十三条第一項、第二十四条第一項  
、第三十六条第一項及び第四十七条第一項に規定する新所要  
自己資本の額の算出において第一号に該当し、)の項の規定  
を適用して、証券化エクスポートジャーに限る。)

2 前項に規定する裏付資産に係る所要自己資本の額の合計額に  
当該銀行の持分比率を乗じて得た額は、次に掲げる算式により  
算出される額とする。

#### 裏付資産のエクスポートジャーの総額× $K_P$ ×P

$K_P$ は、裏付資産に係る所要自己資本率(裏付資産のプールがIRB  
プールである場合にあっては第二百五十四条の規定に基づい  
て算出される $K_{IRB}$ を、SAプールである場合にあっては第二百六  
十五条の規定に基づいて算出される $K_{SA}$ を、混合プールの場合  
にあっては裏付資産のうち第一条第七十三号に掲げる要件を  
満たす部分について第二百五十四条の規定に基づいて算出さ  
れる $K_{IRB}$ と当該部分以外の部分について第二百六十五条の規定  
に基づいて算出される $K_{SA}$ とを、それぞれの部分のエクスポート  
ジャー額で加重平均して得られる値とする。)

Pは、トランシェごとに算出した当該銀行の持分比率のうち最大のもの

- 3 第一項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び信用補完機能を持つI/Oストリップスは、証券化エクスポージャーの所要自己資本の額の総額に含めないものとする。

(重複するエクスポージャーの取扱い)

**第二百四十八条の三** 銀行は、一の証券化取引において保有する一の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することによつて、いかなる状況下においても、当該証券化取引において当該銀行が保有する他の証券化エクスポージャーに係る全ての損失が回避されることが明らかである場合には、これらの証券化エクスポージャーの間に重複の状態が存在するものとして取り扱うことができる。この場合において、当該銀行は、これらの証券化エクスポージャーのそれぞれについて算出した信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該一の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

〔条を加える。〕

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット  
の額

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット  
の額

第一款 総則

第一款

標準的手法の取扱い

(証券化エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額)

第二百四十八条の四

銀行は、証券化エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスボージャーの区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスボージャーの額に乘じて得た額を信用リスク・アセツトの額とする。

一 信用補完機能を持つI/Oストリップス 千二百五十パーセント

二 前号に掲げるものの以外の証券化エクスボージャー 次款の規定により算出されるリスク・ウェイト

2 前項において、オン・バランス資産項目の証券化エクスボージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる額を当該各号に定める額から控除することができる。

一 銀行が保有するオン・バランス資産項目の証券化エクスボージャーに対して計上している個別貸倒引当金 当該証券化エクスボージャーの額

二 オリジネーターである銀行が証券化取引の原資産に対して計上している個別貸倒引当金又は証券化取引において原資産の譲渡時に行つたディスクカウントの額（返金を要しないものに限る。） 当該証券化取引について銀行が保有する証券化

「条を加える。」

エクスプロージャー（この章の規定により千一百五十分）

トのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。) の額

第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たつては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。

一 適格なサービス・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポートジャーナルセント百ページ

4 第一項において、派生商品取引に係る証券化エクスポート・ジャーニーの額を算出するに当たっては、S A - C C R 、期待エクスポート・ジャーニー方式又はカレント・エクスポート・ジャーニー方式のいずれかを用いるものとする。

前項において、派生商品取引に係る証券化エクスポートの額の算出に用いる計算方式の選択に当たっては、標準的手法採用行又は内部格付手法採用行が直接保有する派生商品取引に係るエクスポートの与信相当額又はEADの算出に用いている計算方式と同じ方式を用いるものとする。ただし、当該派生商品取引に係るエクスポートの与信相当額又はEADの算出に用いている方式が複数ある場合には、そのいずれかの方式を用い

るものとする。

〔条を削る。〕

(標準的手法における証券化エクスポートージャーに対する信用リスク・アセット)

**第二百四十九条** 標準的手法採用行が証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポートージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき。

6 — 2	6 — 1	信用リスク区分
五十	二十	証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポートージャーを除く）の場合 。の場合 (パーセント)
百	四十	再証券化エクスポートージャーの場合 (パーセント)

---

6 4	6 3	6 2	6 1	信用リスク区分	ロ イ以外のとき。
百	五十	二十	四 十	証券化エクスボージ ヤー（再証券化エク スボージャーを除く 。）の場合 (パーセント)	千二百五十 百
二百二十五	百			再証券化エクスボ ージャーの場合 (パーセント)	二百二十五

---

千二百五十

6—5

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポート ヤー（再証券化エク スポートを除く 。）の場合 (パーセント)	再証券化エクスポート ジヤーの場合 (パーセント)
7—1	二十	四十
7—2	五十	一百
7—3	百	二百二十五
7—4	千二百五十	二百二十五

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポートヤーが無格付の場合は、当該証券化エクスポート

ヤーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

- 二 銀行が証券化取引における格付の利用に関する基準のいづれかを満たさない場合

三 適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいづれかを満たさない場合

四 銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して付与されるものであること。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして銀行が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

二 当該格付は、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

た格付が、当該銀行による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

#### 4

第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

- 一 銀行が、同種の証券化エクスボージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもつて利用すること。
- 二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスボージャーについて個別の証券化エクスボージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。
- 三 銀行の保有する証券化エクスボージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。
- 四 銀行の保有する証券化エクスボージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。
- 五 銀行の保有する証券化エクスボージャーについて、当該証券化エクスボージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。
- 六 銀行が、第一条第二号の二イ又はロの規定により再証券化

取引から除かれる証券化取引に係るエクスポートージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつていて証券化エクスポートージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びペフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

5 第五十三条の規定は、銀行が複数の適格格付機関の格付を利⽤しており、当該各適格格付機関が証券化エクスポートージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。

6 銀行為保有する証券化エクスポートージャーに対して当該銀行により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該銀行が保有する証券化エクスポートージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポートージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポートージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす

場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百五十四条において同じ。）の証券化エクスポート・ジャヤーについて、当該証券化エクスポート・ジャヤーの裏付資産を構成する個別のエクスポート・ジャヤーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポート・ジャヤーが最優先証券化エクスポート・ジャヤー（証券化エクスポート・ジャヤーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパートイの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化エクスポート・ジャヤーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポート・ジャヤーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二 銀行が、当該証券化エクスポート・ジャヤーの裏付資産の構成を常に把握していること。

8 第二項の規定にかかるわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポート・ジャヤーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポート・ジャヤーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセ

ントのうち、いざれか高い方を適用することができる。

- 一 当該証券化エクスポート・ジャーナーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポート・ジャーナーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められる場合
- 二 銀行が、当該証券化エクスポート・ジャーナーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

9 第二項の規定にかかるわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対する適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

〔条を削る。〕

**第二百五十条** 前条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポート・ジャーナーについては、当該証券化エクスポート・ジャーナーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもつて当該証券化エクスポート・ジャーナーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完百パーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービス・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠

のうち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げる証券化エクスボージャー以外のもの 百パーセント

2 銀行は、一の証券化エクスボージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセツトの額の合計額に代えて、最も高い掛け適用される信用供与枠の信用リスク・アセツトの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

〔条を削る。〕

**第二百五十二条** 銀行がオリジネーターでない場合において、証券化エクスボージャーに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該銀行は、被保証債権又は原債権である証券化エクスボージャーを保有している場合と同様の方法により信用リスク・アセツトを算出しなければならない。

2 第六章第五節の規定は、証券化エクスボージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第百十四条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法

---

「条を削る。」

が残存期間の異なる複数の証券化エクスポートジャーに対して提供されている場合、エクスポートジャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポートジャーのものとする。」と、第二百二十二条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4—3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当時の時点において、適格格付機関が4—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い)

**第二百五十二条** 銀行は、オリジネーターとして、早期償還条項付の証券化エクスポートジャーの債務者たる証券化目的導管体に対して、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。以下同じ。）エクスポートジャー及びリボルビング型エクスポートジャーにより構成される原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスポートジャーの額のうち、リボルビング型エクスポートジャーを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目及び対象となるエクスポートジャーに係る証券化取引が行われなかつた場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを

乗じた額を信用リスク・アセツトの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスポートの信用リスク

・アセツトの額又は原資産が証券化されなかつた場合の原資産の信用リスク・アセツトの額のいずれか大きい額を上限とする。

一 原資産の補充が行われる仕組の取引であつて、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により銀行が新規のエクスポートのヤーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち原資産のリスクがオリジネーターである銀行に遡及しない場合

三 銀行が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負つている場合

四 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である銀行の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

2 前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)	上記以外の場合 (パーセント)
---------------------------------	--------------------

リテール向 けエクスポート ジヤーの 場合	トランピング・ポ イント(エクセス ・スプレッドの留 保が求められてい ない証券化取引で は、トランピング ・ポイントの値は 四・五パーセント とする。)に対す る三月の平均エク セス・スプレッド の割合	上	百三十三・三三以 上の割合	百三十三・三三未 満百以上	百未満七十五以上
		二	一	零	
					掛目
					掛目 .. 九十

右記以外の場合	七十五未満五十以上		
	五十未満二十五以上	二十五未満二十	二十
掛目 .. 九十	二十五未満 四十	二十	十
掛目 .. 九十			

(注) トラッピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保することを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。

3 第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (ペーセント)	上記以外の場合 (ペーセント)
---------------------------------	--------------------

リテール向 けエクスポート					場合 一ジヤーの
七十五未満五十以	百未満七十五以上	百三十三・三三未 満百以上	上	百三十三・三三以	の割合
五十	十五	五	零		掛目

掛目  
..百

**第二款 証券化エクスボージャーのリスク・ウェイ特の取扱い**

**第一目 総則**

(リスク・ウェイ特の算出)

〔条を加える。〕

〔目名を付する。〕

**第二百四十九条** 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスボージャーに適用するリスク・ウェイ特を算出するに当たっては、当該リスク・ウェイ特の算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、第二目から第七目までに定めるところによりリスク・ウェイ特を算出するものとする。

2 前項の規定によりリスク・ウェイ特を算出することができない場合には、同項の証券化エクスボージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイ特を適用するものとする。

右記以外の場合	上
五十未満	上
掛目 .. 百	百
掛目 .. 百	百

(リスク・ウェイトの算出方式の判定)

第二百五十条 IRBプールに係る証券化エクスボージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、内部格付手法準拠方式を用いるものとする。

2 SAPールに係る証券化エクスボージャーに適用するリスク・

ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 適格格付機関の格付が付与されている場合又は第二百五十

九条に規定する推定格付が存在する場合 外部格付準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 標準的手法準拠方式

3 内部格付手法採用行は、前項第二号の場合において、ABCPプログラム（ABCPの満期が一年以内のものに限る。）に対する流动性補完、信用補完その他の証券化エクスボージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、標準的手法準拠方式に代えて、第四目に規定する内部評価方式を用いることができる。

4 混合プールに係る証券化エクスボージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 当該証券化エクスボージャーのうち、第一条第七十三号に掲げる要件  
るエクスボージャーのうち、第一条第七十三号に掲げる要件

〔条を加える。〕

を満たすエクスボージャーが占める割合が九十五パーセント以上である場合

内部格付手法準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該混合プールをSAプール

とみなして、前二項の規定により判定されるリスク・ウェイ

トの算出方式

5 前各項の規定にかかわらず、再証券化エクスボージャーについて適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、標準的手法準拠方式を用いるものとする。

(金利 swaps 又は通貨 swaps 等の派生商品取引に係る証券化エクスボージャーの取扱い)

**第二百五十二条** 銀行が、その保有する証券化エクスボージャーに関してマーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として派生商品取引を締結している場合において、当該証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスボージャーと同順位にある他の証券化エクスボージャーが存在する場合 当該他の証券化エクスボージャーに適用されるリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該証券化取引において当該

〔条を加える。〕

派生商品取引に係る証券化エクスボージャーに劣後する他の証券化エクスボージャーに適用されるリスク・ウェイト

## 第二目 内部格付手法準拠方式

### (リスク・ウェイト)

**第二百五十二条** 内部格付手法準拠方式により算出される証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。ただし、証券化エクスボージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスボージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものでない場合は、この限りでない。

- 一 デタッチメント・ポイント (D) （第二百五十六条第二項の規定により算出されるデタッチメント・ポイント (D) をいう。以下同じ。）が $K_{IRB}$ （第二百五十四条の規定により算出される内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{IRB}$ ) をいう。以下同じ。）以下の場合 千二百五十パーセント
- 二 アタッチメント・ポイント (A) （第二百五十六条第一項の規定により算出されるアタッチメント・ポイント (A) をいう。以下同じ。）が $K_{IRB}$ 以上の場合 次条の規定により算出される $K_{IRB}$ 超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA}(K_{IRB})$ ) に十二・五を乗じて得られる比率（当該比率が十五パーセントを下回る場合に

〔条を加える。〕

〔目名を付する。〕

あつては、十五ペーセント)

二) アタッチメント・ポイント (A) が  $K_{IRB}$  未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (D) が  $K_{IRB}$  を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が十五ペーセントを上回る場合にはあつては、十五ペーセント)

$$RW = \left[ \left( \frac{K_{IRB} - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_{IRB}}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_{IRB})} \right]$$

$K_{SSFA(K_{IRB})}$  は、次条の規定により算出される  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率

( $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ) )

第一百五十二条 前条第一号及び第三号に規定する  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ) は、次に掲げる算式により算出される値をもつ。

$$K_{SSFA(K_{IRB})} = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - 1)}$$

$$a = - \left( 1 / (p * K_{IRB}) \right)$$

$$u = D - K_{IRB}$$

$$l = \max(A - K_{IRB}, 0)$$

e、A、D 及び p は、それぞれ次に掲げるものとする。

e は、自然対数の底 (2.71828 を用いるものとする。)

A は、アタッチメント・ポイント (A)

D は、デタッチメント・ポイント (D)

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポートジャヤー)

第一百五十二条 内部格付手法採用行は証券化エクスポートジャヤーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、二)の款の規定によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポートジャヤーの原資産の信用リスク・アセットの過半が標準的手法の対象である場合には、標準的手法により当該証券化エクスポートジャヤーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポートジャヤーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、銀行がオリジネーターであるときは第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で定める外部格付準拠方式により当該証券化エクスポートジャヤーの信用リスク・アセ

pは、第二百五十七条の規定により算出されるパラメーター

ソトの額を計算しなければならない。

- 4 第二百四十九条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{IRB}$ ) )

**第二百五十四条** 証券化エクスポートがIRBプールに係る証券

化エクスポートがIRBプールに係る証券  
である場合には、前二条の内部格付手法によ  
る裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{IRB}$ ) は、裏付資産のエクスポート  
（オフ・バランス資産項目に係るエクスポート）を含む

。以下この条及び次条において同じ。）について内部格付手法に  
より算出される所要自己資本の額（期待損失額及び信用リスク・

アセットの額に一・〇六を乗じて得た額の八・パーセントを合計し  
た額をいう。第四項及び第七項において同じ。）の合計額（以下  
この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額  
」という。）を、当該裏付資産のエクスポートの総額で除し  
て得た値を小数で表したものとする。

- 2 第二百四十九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に  
準用する。

3 内部格付手法採用行は、証券化エクスポートが無格付であ  
る場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出  
することができる。

4 内部格付手法採用行は、ABCPプログラム (ABCPの満期が一年以  
内のみに限る。) に対する流動性補完、信用補完その他の証券  
化エクスポートが無格付である場合は、内部評価方式により  
信用リスク・アセットの額を算出することができる。

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポートについて  
て、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信  
用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券  
化エクスポートは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイ  
トを適用するものとする。

3 |  
1 第二項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たつ  
ては、同項の証券化エクスポートを保有する内部格付手法採  
用行が裏付資産を直接保有し、又は購入していない場合であつて

1 第二項に定める推定格付が証券化エクスポートに付与されて  
いる場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの  
額を算出しなければならない。

2 第二項に定める推定格付が証券化エクスポートに付与されて  
いる場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの  
額を算出しなければならない。

合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポートを裏付  
資産として取り扱うものとする。ただし、重要ではないことが明  
らかなエクスポートについては、この限りでない。

3 第二項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たつ  
ては、同項の証券化エクスポートを保有する内部格付手法採  
用行が裏付資産を直接保有し、又は購入していない場合であつて

も、当該裏付資産を直接保有し、又は購入しているものとみなす。

- 4| 第一項のK<sub>123</sub>の算出に当たつて、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポート・ジャーナーの額は、裏付資産のエクスポート・ジャーナーの総額に含めないものとする。
- 5| 第一項のK<sub>123</sub>の算出に当たつては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。
- 6| 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポート・ジャーナーの総額を算出するに当たつては、裏付資産のエクスポート・ジャーナーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。
- 7| 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たつて、裏付資産に購入債権が含まれる場合には、当該購入債権に係るデフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額及び希薄化リスク相当部分の所要自己資本の額の合計額を当該購入債権に係る所要自己資本の額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、デフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額のみをもって当該購入債権に係る所要自己資本の額とする。

りいがやれ。

前各項の規定にかかる、証券化エクスボージャーが混合プールに係る証券化エクスボージャー（次の算式のdが九十五ペーセント未満のものに限る。）である場合には、前二条のK<sub>IRB</sub>は次に掲げる算式により算出される値とする。

$$\text{裏付資産の所要自己資本率} = d \times K_{IRB} + (1-d) \times K_{SA}$$

d、K<sub>IRB</sub>及びK<sub>SA</sub>は、それぞれ次に掲げるものとする。

dは、混合プールに係る証券化エクスボージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号に掲げる要件を満たす部分のエクスボージャーの合計額が当該混合プールに係る裏付資産のエクスボージャーの総額に占める割合

K<sub>IRB</sub>は、混合プールに係る証券化エクスボージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号に掲げる要件を満たす部分について前項までの規定を準用して算出されるK<sub>IRB</sub>

K<sub>SA</sub>は、混合プールに係る証券化エクスボージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号に掲げる要件のいずれかを満たさない部分について第二百六十五条の規定により算出されるK<sub>SA</sub>

(K<sub>IRB</sub>算出のルール・ダウノ・アプローチ等の準用)

第一回五十五條 内部格付手法採用行が前条第一項のK<sub>IRB</sub>及び回条第八項に掲げる算式のK<sub>IRB</sub>の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクス

(所要自己資本の上限)

第一回五十五條 内部格付手法採用行が一の証券化取引について保有する証券化エクスボージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超える

ポーナーのうち原資産プールに該当する部分が次に掲げる性質

を全て有する事業法人等向けエクスポートによって構成され  
ており、かつ、当該内部格付手法採用行が当該原資産プールに含  
まれる個々の事業法人等向けエクスポートの債務者に係るデ  
フォルト・リスクを評価することが困難な場合であつて、第三項

により準用される規定に定める要件及びその他関連する内部格付  
手法の最低要件を全て満たすときは、第一百六十八条及び第一百七十  
条第二項から第九項までの規定を準用して得られた当該原資産プ  
ールのPD、LGD、EAD及び実効マチュリティを用いることができる  
。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあ  
り、「適格購入事業法人等向けエクスポートのプール」とあ  
り、「適格購入事業法人等向けエクスポート」  
と  
あるのは「原資産プール」と、「適格購入事業法人等向けエク  
スポート」と、「当該適格購入事業法人等向けエク  
スポート」とあるのは、「当該原資産プールの事業法人等向  
けエクスポート」と、第百七十三条第三項中「エクスポート」  
の「プール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「購  
入事業法人等向けエクスポート」とあるのは「原資産プール  
に含まれる購入事業法人等向けエクスポート」と、「この節  
」とあるのは「この項」と、「ELdilution」とあるのは「原資産を構  
成するエクスポートのELdilution」と、同条第七項及び第九項中  
「リボルビング型購入債権に係る信用供与枠」とあるのは「資産

ないものとすることができる。

2 前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係  
る控除額及び第二百四十七条第一項第二号に定める額は、所要自  
己資本の総額に含めないものとする。

譲渡型証券化取引において、証券化目的導管体が提供するリボルビング型購入債権に係る信用供与枠」と、同条第八項中「トツプ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスプローティヤー」とあるのは「トツプ・ダウン・アプローチを適用して原資産プールの事業法人等向けエクスプローティヤー」と、「適格購入事業法人等向けエクスプローティヤー」とあるのは「事業法人等向けエクスプローティヤー」とあるのは「事業手法採用行」とあるのは「当該証券化目的導管体」と、「前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスプローティヤーのマチユリティ」とあるのは「前項の規定により算出される実効マチユリティ（※）」と読み替えるものとする。

一 オリジネーター（第一条第六十八号口に掲げる事項に該当する者を除く。次号において同じ。）が証券化エクスプローティヤーを保有する内部格付手法採用行から独立した第三者であり、かつ、当該内部格付手法採用行が直接又は間接に信用供与を行つた者でないこと。

二 原資産の債務者がオリジネーターから独立した第三者であること。

三 証券化エクスプローティヤーを保有する内部格付手法採用行が、証券化取引に係る契約条件に従つて当該内部格付手法採用行の保有する証券化エクスプローティヤーに割り当てられた原資産プールからの元利払の全額について権利を有すること。

四 原資産プールの分散度が高いこと。

内部格付手法採用行が前条第一項のK<sub>HBB</sub>及び同条第八項に掲げる算式のK<sub>HBB</sub>の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスボージャーのうち原資産プールに該当する部分がリテール向けエクスボージャーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法採用行が当該原資産プールのデフォルト・リスクの評価に内部データを一次的な情報源として利用することができない場合であつて、次項により準用される規定に定める要件及びその他関連するリテール向けエクスボージャーに関する内部格付手法の最低要件を全て満すときは、第百六十八条及び第百七十二条の規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD及びEADを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、及び「購入リテール向けエクスボージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、第百七十二条第一項中「購入リテール向けエクスボージャー」とあるのは「原資産プールのリテール向けエクスボージャー」と、同条第二項中「購入リテール向けエクスボージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入リテール向けエクスボージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「[E]dilution」とあるのは「原資産を構成するエクスボージャーの[E]dilution」と、同条第三項中「当該プール」とあるのは「当該原資産プール」と読み替えるものとする。

<sup>3</sup> 第二百二十八条から第二百三十二条までの規定は、第一項及び前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定

(第二百二十九条第一項及び第二百三十二条第四項第五号を除く。) 中「購入債権の譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、第二百二十八条中「購入債権のうち購入リテール向けエクスボージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「原資産ブールを構成するリテール向けエクスボージャー及び事業法人等向けエクスボージャー」と、第二百二十九条第一項及び第四項中「ELdilution」とあるのは「原資産ブールを構成するエクスボージャーのELdilution」と、同条第一項中「購入債権の譲渡人が購入債権」とあるのは「オリジネーター(第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者を除く。以下この目において同じ。)が原資産ブールを構成するエクスボージャー」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「原資産ブールを構成する事業法人等向けエクスボージャーについて」とあるのは「場合又はELdilution」とあるのは「場合又は原資産ブールを構成する事業法人等向けエクスボージャーのELdilution」と、「購入リテール向けエクスボージャーについて」とあるのは「原資産ブールを構成するリテール向けエクスボージャーについて」と、「LGD又はELdilution」とあるのは「LGD又は原資産ブールを構成するリテール向けエクスボージャーのELdilution」と、「適格購入事業法人等向けエクスボージャー又は購入リテール向けエクスボージャーの属するブール」とあるのは「これららのエクスボージャーの属するブール」と、同項並びに第二百三十二条第一項、第四項及び第六項中「購入債権の

質」とあるのは「原資産の質」と、第二百二十九条第三項中「当該購入債権の譲渡契約」とあるのは「証券化取引に係る契約」と、「当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質」とあるのは「原資産プールを構成するエクスボージャーの種類、額、契約期間中の当該エクスボージャーの質」と、「当該購入債権に関連する」とあるのは「当該原資産プールに関連する」と、第二百三十条第一項及び第二百三十一項中「購入リテール向けエクスボージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスボージャー」と、第二百三十条第一項中「トップ・ダウントップ・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスボージャー」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等におけるエクスボージャー」と、「譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、同条第三項中「適格購入事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスボージャー」と、「譲渡人」とあるのは「オリジネーター」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスボージャー」と、「購入リテール向けエクスボージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスボージャー」と、「購入債権の債務者」とあるのは「原資産の債務者」と、「購入債権の債務者から債務者」とあるのは「原資産の債務者から債務者」と、同条第一項中「購入事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「原資産プールを構成す

る事業法人等向けエクスボージャー」と、「購入債権の管理」とあるのは「原資産プールの管理」と、「購入債権の請求」とあるのは「債権の請求」と、「購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第三項中「購入債権の元利払い」とあるのは「証券化の保有する証券化エクスボージャーに割り当てられた原資産プールの元利払い」と、「譲受人である内部格付手法採用行」とあるのは「証券化エクスボージャーを保有する内部格付手法採用行又は証券化目的導管体」と、「当該購入債権が」とあるのは「原資産プールが」と、「当該購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「譲受人の」とあるのは「証券化エクスボージャーを保有する内部格付手法採用行」と、「当該購入債権の譲渡」とあるのは「当該原資産プールに係る証券化取引」と、同条第四項中「債務者への信用供与」とあるのは「原資産の債務者への信用供与」と、「購入債権のプール」とあるのは「原資産プール」と、「購入債権の債務の繰延べ及び当該債権の希薄化」とあるのは「原資産プールを構成するエクスボージャーに係る債務の繰延べ及び希薄化」と、「購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「購入債権の譲渡人の売却条件」とあるのは「オリジネーターにより証券化取引の原資産に供される条件」と、同条第五項中「当該購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、「購入債権の適格性」とあるのは「原資産の適格性」と、「購入債権について」とあるのは「原資産について」と、「購入債権プール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「債権購入」とあるの

は「証券化取引」と、同条第七項中「購入債権の購入」とあるのは「証券化目的導管体による原資産の購入」と読み替えるものとする。

4 第三項の規定により読み替えて準用する第二百三十二条第三項から第七項（第三号を除く。）までの要件を満たすに当たり、証券化エクスボージャーを保有する内部格付手法採用行自らが満たすことができない場合には、当該内部格付手法採用行に代わり、証券化取引に係る契約条件に従つて証券化取引における投資家の利益のために活動する証券化取引の当事者がこれらの要件を満たすことを妨げない。

（アタツチメント・ポイント（A）及びデタツチメント・ポイント（D））

第二百五十六条 証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるアタツチメント・ポイント（A）は、証券化エクスボージャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスボージャーに優先するトランシエの残高の総額及び当該保有する証券化エクスボージャーと同順位であるトランシエ（自分が保有する証券化エクスボージャーの額を含む。）の残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値（当該値が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

信 用 リ ス ク 区	証券化エクスボージャー（再証
	再証券化エクスボージ ヤーの場合

（外部格付準拠方式）

第二百五十六条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスボージャーの額に乘じて得た額を信用リスク・アセツトの額とする。  
一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

タツメント・ポイント(Ⅲ)は、証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値（当該値が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

前二項において証券化に伴うミンの裏付資産の残高の合計額を算出するに当たつては、裏付資産のうち証券化取引の原資産以外の部分について、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金勘定（信用補完を提供するものに限る。次項において同じ。）にその構成資産を含めることができる。

4 第一項及び第二項において、超過担保に相当する額及び前項に規定する準備金勘定に相当する額は、それぞれ固有のトランシエとして取り扱うものとする。

4 第一項及び第二項において、超過担保に相当する額及び前項に規定する準備金勘定に相当する額は、それぞれ固有のトランシエ

八 — 一												分
七	ント (パーセ	場合 である	） を含む。	よる場合	価方式に	（内部評	エクスボ ージャー	先証券化	ボージヤ ーが最優	化エクスボ ージャー	当該証券	Nが六以上 であり、かつ、 Nが六以
十二										ント (パーセ		Nが六以上 の場合
二十										ント (パーセ		Nが六未 満の場合
二十				ト (パーセン	合	） である場	式による場 合を含む。	内部評価方 式による場 合を含む。	化エクスボ ージャー（ 内部評価方 式による場 合を含む。 ） である場	化エクスボ ージャー（ 内部評価方 式による場 合を含む。 ） ではない場	当該再証券 最優先証券	当該再証券 最優先証券
三十				ト (パーセン	合	） でない場	合を含む。	内部評価方 式による場 合を含む。 ） ではない場	化エクスボ ージャー（ 内部評価方 式による場 合を含む。 ） でない場	当該再証券 最優先証券	当該再証券 最優先証券	

(注) Nとは、第二百六十二条第一項又は第三項に定めるエク

$\frac{8}{12}$	$\frac{8}{11}$	$\frac{8}{10}$	$\frac{8}{9}$	$\frac{8}{8}$	$\frac{8}{7}$	$\frac{8}{6}$	$\frac{8}{5}$	$\frac{8}{4}$	$\frac{8}{3}$	$\frac{8}{2}$
					六十	三十五	二十	十二	十	八
	六百五十	四百二十五	二百五十	百	七十五	五十	三十五	二十	十八	十五
	一千二百五十								三十五	二十五
	七百五十	五百	三百	二百	百五十	百	六十	四十	三十五	二十五
	八百五十	六百五十	五百	三百五十	二百二十五	百五十	百	六十五	五十	四十

スポーツジヤーの実効的な個数をいう。次号及び第三百二十二条において同じ。

信用リスク区分		証券化エクスポート（再証券化エクスポート）の場合	再証券化エクスポート（再証）の場合
Nが六以上であり、かつ、当該証券	Nが六以上（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券
化エクスポート（再証券化エクスポート）が最優先	化エクスポート（再証券化エクスポート）が最優先	化エクスポート（再証券化エクスポート）が最優先	当該再証券
先証券化エクスポート（再証券化エクスポート）が最優先	先証券化エクスポート（再証券化エクスポート）が最優先	先証券化エクスポート（再証券化エクスポート）が最優先	当該再証券
（内部評価方式による場合）	（内部評価方式による場合）	（内部評価方式による場合）	（内部評価方式による場合）
ト ト ト	合 合 合	（パー セ ン ）	（パー セ ン ）

7 4	7 3	7 2	7 1	( パ ー セ ント ) 場 合 の で あ る
	六 十	十二	七	
	七十五	二十	十二	
		三十五	二十	
	百五十	四十	二十	
	二百二十五	六十五	三十	

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポート（第二百五十四条第二項において準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスポートに劣後する証券化エクスポートの中でも最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスポート」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポートは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した

つえで、当該無格付の証券化エクスボージャーに劣後するものである」とし。

一一 参照証券化エクスボージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスボージャーの残存期間を下回るものでないこと。

二一 参照証券化エクスボージャーに付与された格付は、第二百四十九条第四項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものである」とし。

三 内部格付手法採用行は、参照証券化エクスボージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスボージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

#### (ペラメーター (p) )

第一百五十七条 第一百五十三條の「ペラメーター (p) 」とは、

次に掲げる算式によつて算出やねる値をこゝへ。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{IRB} + D * \underline{LGD} + E * M_T)]$$

#### (指定関数方式)

第一百五十七条

内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるといふにより算出する。

N、LGD及びMはそれぞれ次に掲げるものとし、A、B、C、D及びE

は次の表に定めるところによる。

Nは、第四項又は第七項の規定により算出されるエクスボージャーの実効的な個数

一 信用リスク・アセット＝所要自己資本の額×12.5  
一一 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいづれか大きい方を乗じた額とする。

原資産が事業法人等向けエクスポートヤーである場合		原資産がリテール向けエクスポートヤーである場合	
Nが25以上 上で、かつ、証券化エクスポートヤーが最優先化される場合	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポートヤーが最優先化される場合	Nが25以上 満で、かつ、証券化エクスポートヤーが最優先化される場合	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポートヤーが最優先化される場合

レバーリングの算出式

$$S[L] = \left\{ K_{IRB} + K[L] - K[K_{IRB}] + d \cdot K_{IRB}/20 \right\} (1 - e^{20(K_{IRB} - L)/K_{IRB}}) \quad (K_{IRB} < L \text{ のとき})$$

$$h = (1 - K_{IRB}/LGD)^N$$

$$c = K_{IRB}/(1 - h)$$

$$v = \frac{(LGD - K_{IRB})K_{IRB} + 0.25(1 - LGD)K_{IRB}}{N}$$

$$f = \left( \frac{v + K_{IRB}^2}{1 - h} - c^2 \right) + \frac{(1 - K_{IRB})K_{IRB} - v}{1000(1 - h)}$$

$$g = \frac{(1 - c)c}{f} - 1$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1 - c)$$

$$d = 1 - (1 - h) \cdot (1 - Beta[K_{IRB}; a, b])$$

$$K[L] = (1 - h) \cdot ((1 - Beta[L; a, b])L + Beta[L; a, b]c)$$

この式において、Beta [L; a, b] 、K<sub>IRB</sub>、N 、LGDは、それぞれ次の値を取る。

Mfは、第八項の規定により算出される証券化エクスポートヤーの残存期間	
原資産が事業法人等向けエクスポートヤーである場合	Mfは、第八項の規定により算出される証券化エクスポートヤーの残存期間

原資産が事業法人等向けエクスポートヤーである場合		原資産がリテール向けエクスポートヤーである場合	
Nが25以上 上で、かつ、証券化エクスポートヤーが最優先化される場合	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポートヤーが最優先化される場合	Nが25以上 満で、かつ、証券化エクスポートヤーが最優先化される場合	Nが25未満で、かつ、証券化エクスポートヤーが最優先化される場合

$\bar{A}$	$\overline{0}$	$\overline{0.11}$	$\overline{0.16}$	$\overline{0.23}$	$\overline{0}$
$\bar{B}$	$\overline{3.65}$	$\overline{2.61}$	$\overline{2.87}$	$\overline{2.35}$	
$\bar{C}$	$\overline{\triangle 1.85}$	$\overline{\triangle 2.91}$	$\overline{\triangle 1.03}$	$\overline{\triangle 2.46}$	$\overline{\triangle 7.48}$
$\bar{D}$	$\overline{0.55}$	$\overline{0.68}$	$\overline{0.21}$	$\overline{0.48}$	$\overline{0.71}$
$\bar{E}$		$\overline{0.07}$		$\overline{0.24}$	$\overline{0.27}$

数値を表すものとする。

Beta [L;a, b] Lで評価したパラメータa及びbをもつ累積ベータ分布

K<sub>IRB</sub> 次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率  
N 第二百六十二条の規定により算出したエクスポートージャーの実効的な個数

LGD 総百七十三条第五項又は第二百六十二条の規定により算出

した裏付資産を構成するエクスポートージャーの加重平均LGD

第一項による算出された値が一千一百五十ペーセントである場合、当該証券化エクスポートージャーは一千一百五十ペーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千一百五十ペーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポートージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のマイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、千一百五十ペーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とするものとする。

1 IRBペールがリテール向けエクスポートージャー事業法人等向けエクスポートージャーの双方で構成される場合には、リテール向けエクスポートージャーに係る部分と事業法人等向けエクスポートージャーに係る部分に分割したそれぞれの部分について前項の算式を用いてバラメーター(p)を算出し、それぞれのエクスポートージャーの名目額の総額で加重平均した値を当該IRBペールのバラメーター(p)とする。

3 第二百五十九条第四項第一号の規定に基いて、混合ペールに係る証券化エクスポートージャーについて内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する場合において、バラメーター(p)を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポートージャーのうち第一条第七十二号に掲げる要件を満たす部分のみを対象として算出

であるとの事。

4 | 第一項に掲げる算式の「エクスポートージャーの実効的な個数(N)」とは、次に掲げる算式により算出される値を指す。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第 i 番目のエクスポートージャー（同一債務者に対する複数のエクスポートージャーは一のエクスポートージャーとみなす。）のEAD

5 | 第一項に掲げる算式の「裏付資産の加重平均LGD (LGD)」とは、次に掲げる算式によつ算出される値を指す。

$$\underline{LGD} = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD<sub>i</sub>は、第i番目のエクスポートージャー（同一債務者に対する複数のエクスポートージャーは一のエクスポートージャーとみなす。）の加重平均LGD

6 | 前項の規定にかかると、裏付資産に購入債権が含まれる場合において、証券化エクスポートージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポートージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱つものであるときは、当該証券化エクスポートージャーの裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、第百七十二条第五項に掲げ

る算式により算出される値とする。

7 | 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポートジャーが当該裏付資産総額に占める割合 ( $C_1$ ) が〇・〇三以下の場合には、第四項及び第五項の規定にかかるらず、エクスポートジャーの実効的な個数 ( $N$ ) は、次の算式で求められる値とし、LGDは〇・五〇とする  
ノルマがである。ただし、 $C_1$ 以外の $C_n$ が明らかでない場合は、 $N$ を $1/C_1$ とするノルマがである。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \cdot \max\{1 - mC_1, 0\} \right)^{-1}$$

$C_m$ は、裏付資産に含まれるエクスポートジャーのうち最もEADの大  
きいもののから順にm個のエクスポートジャーについてEADを合計し  
た額が、当該裏付資産のEAD総額に占める割合

8 | 第一項に掲げる算式の「証券化エクスポートジャーの残存期間 ( $M_r$ )」は、次に掲げるいずれかの計算方式を用いて算出される期  
間（一年を下回る場合にあっては一年とし、五年を超える場合に  
あつては五年とする。）とする。ただし、第一号に掲げる計算方  
式を用いることができるのは、証券化取引の契約に基づいて証券  
化エクスポートジャーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産  
のペフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定される  
ものである場合に限る。

— 証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポートジャーに配分  
されるキャッシュ・フローに基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = \frac{\sum_t t \cdot CF_t}{\sum_t CF_t}$$

CF<sub>t</sub>は、期間tに証券化エクスボージャーの保有者に対し契約上支払われるキャッシュ・フロー

二 証券化エクスボージャーの最終法定満期日に基づく次に掲げる計算方式

$$\overline{M_T = 1 + (M_L - 1) * 80\%}$$

M<sub>L</sub>は、証券化エクスボージャーの最終法定満期日までの期間(年)

### 第三回 外部格付準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百五十八条 外部格付準拠方式により算出される証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合に応じ

、当該各号に定める比率とする。

一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が

長期格付の場合 次のイ又はロに定めるところにより算出される比率

第二百五十八条 前条第一項に掲げる「所要自己資本率 (K<sub>RB</sub>)」  
とは、裏付資産のエクスボージャーの総額に対しても裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものを使う。

〔田名を付する。〕

(所要自己資本率 (K<sub>RB</sub>))

第二百五十八条 前条第一項に掲げる「所要自己資本率 (K<sub>RB</sub>)」  
とは、裏付資産のエクスボージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものを使う。

2 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に関係する証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。

3 所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

イ 当該証券化エクスボージャーが最優先証券化エクスボージャーである場合には、次の表に掲げる当該格付に対応する信

用リスク区分及び当該証券化エクスボージャーの残存期間（前条第八項の規定により算出される証券化エクスボージャーの残存期間（年）をいう。以下この目及び第二百六十七條の二において同じ。）の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、証券化エクスボージャーの残存期間が一年を超えるか、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

区分	信用リスク	証券化エクスボージャーの残存期間
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6 4	6 3	6 2
三十	二十五	十五
四十五	四十	三十
		二十

4 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスボージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスボージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。

6 16	6 15	6 14	6 13	6 12	6 11	6 10	6 9	6 8	6 7	6 6	6 5
三百八十	三百十	二百五十	二百	百六十	百四十	百三十	九十	七十五	六十	五十	四十
四百三十	三百四十	二百八十	二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	六十五	五十

<u>6— 17</u>	<u>四百六十</u>	<u>五百五</u>
<u>6— 18</u>	<u>一千四百十</u>	

口 当該証券化エクスボージャーが最優先証券化エクスボージャーを  
 ヤードなしの場合には、次に掲げる算式による算出される比率  
 (当該比率が十五ペーセントを超えた場合は、十五ペーセン  
 ハーフ) とする。

$$R \times [1 - \min(T; 50\%)]$$

R及びTは、それぞれ次に掲げるものとする。

Rは、次の表に掲げる当該証券化エクスボージャーの格付に  
 対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスボージャー  
 の残存期間の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイト  
 をいう。ただし、証券化エクスボージャーの残存期間が一  
 年を超えるか、五年未満である場合には、当該証券化エ  
 クスボージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる  
 一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用  
 いた線形補間にによって得られる比率とする。

Tは、当該証券化エクスボージャーのデタッチメント・ポイ  
 ント(D) からアタッチメント・ポイント(A) を控除して  
 得られる数値

信用リスク 区分	証券化エクスポート・ジヤーの残存期間	
	1年 (八ヶ月)	5年 (八ヶ月)
6-1	15	70
6-2	30	90
6-3	40	120
6-4	60	140
6-5	80	160
6-6	120	180
6-7	170	210
6-8	220	260
6-9	220	310

<u>6-10</u>	<u>330</u>	<u>420</u>
<u>6-11</u>	<u>470</u>	<u>580</u>
<u>6-12</u>	<u>620</u>	<u>760</u>
<u>6-13</u>	<u>750</u>	<u>860</u>
<u>6-14</u>	<u>900</u>	<u>950</u>
<u>6-15</u>	<u>1050</u>	
<u>6-16</u>	<u>1130</u>	
<u>6-17</u>	<u>1250</u>	
<u>6-18</u>	<u>1250</u>	

二一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が  
 短期格付の場合 次の表に掲げる当該格付に対応する信用リス  
 ク区分の区分に応じ、次の表に定める比率

信用リスク区分	リスク・ウェイト(パーセント)
7 1	十五
7 2	五十
7 3	百
7 4	千二百五十

2 銀行が保有する証券化エクスポート・ジャードについて外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、同一の証券化取引における最優先証券化エクスポート・ジャード（格付（次条に規定する推定格付を含む。）及び残存期間が当該保有する証券化エクスポート・ジャードと同一のものに限る。以下この項において「フロア参照証券化エクスポート・ジャード」という。）について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポート・ジャードのリスク・ウェイトはフロア参照証券化エクスポート・ジャードのリスク・ウェイトとする。

（推定格付の利用に関する運用要件）

（信用補完レベル（L））

第二百五十九条 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポート・ジャードは、当該証券化エクスポート・ジャードと同順位である

第二百五十九条 第二百五十七条第一項第二号ロに掲げる「信用補完レベル（L）」とは、裏付資産のエクスポート・ジャードの総額に対

もの又は当該証券化エクスポートージャーに劣後する証券化エクスポートージャーの中で最も優先するもの（以下この条及び次条第一項において「参照証券化エクスポートージャー」という。）に対して適格付機関の付与する格付と同じ格付（第四号において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポートージャーが、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した上で、当該無格付の証券化エクスポートージャーに対して同順位又は劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポートージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポートージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポートージャーに付与された格付が、次条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準を満たすものであること。

四 銀行が、当該無格付の証券化エクスポートージャーの順位が劣後する事象が発生した場合又は参照証券化エクスポートージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合に当該事象又は変更を反映させるために、継続的に推定格付を更新する体制を整えていること。

（外部格付の利用に関する運用要件等）

**第二百六十条** 証券化エクスポートージャー（参照証券化エクスポートージャーを含む。以下この条において同じ。）に適格格付機関の格付

して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポートージャーに劣後する証券化エクスポートージャーの総額が占める割合を小数で表したものという。

2 信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。

3 信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つMOストリップスを計算に含めてはならない。

4 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポートージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスポートージャーの額は、当該エクスポートージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポートージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

5 信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であつて、所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポートージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスポートージャーとして扱うことができる。

（エクスポートージャーの厚さ（T））

**第二百六十条** 第二百五十七条第一項第二号イに掲げる「エクスポートージャーの厚さ（T）」とは、裏付資産のエクスポートージャーの總

が付与されている場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該証券化エクスボージャーについて当該格付が付与されていないものとみなす。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさないとき。

二 適格格付機関が証券化エクスボージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクリジット・デリバティブの効果を反映したものである場合において、保証人又はプロテクション提供者が第二百二十二条に掲げる

もの（以下この号において「適格保証人等」という。）に該当しないとき。ただし、当該保証人又はプロテクション提供者と密接な関係を有する適格保証人等の信用力が、当該証券化エクスボージャーに付与された格付に適切に反映されている場合を除く。

三 信用リスク削減手法が一の証券化取引における特定の証券化エクスボージャーのみを保全する場合において、適格格付機関が当該証券化エクスボージャーに付与する格付が当該信用リスク削減手法の効果を反映したものであるとき。

前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして銀行が保有するエクスボージャーの信用リスクを適切に反映していること。

額に對して当該証券化エクスボージャーの額が占める割合を小数で表したものを行う。

2 エクスボージャーの厚さを計算するに當たつて、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第七十九条（第二項及び第三項を除く。）から第七十九条の三の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

二 適格格付機関の付与する格付が、格付を付与するための手続、手法及び前提並びに格付評価の主要な根拠（証券化取引に関する分析内容を含む。）とともに公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

三 適格格付機関の付与する格付が、証券化エクスボージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

四 銀行が保有する証券化エクスボージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該銀行による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。

3 第五十三条の規定は、銀行が複数の適格格付機関の格付を利用し、かつ、当該各適格格付機関が証券化エクスボージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。

4 第五十条の規定は、銀行が外部格付準拠方式を使用する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、同条第四項中「以下この章」とあるのは「第八章」と読み替えるものとする。

5 銀行の保有する証券化エクスボージャーが第一項第三号に該当する場合には、同号に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案して当該証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

## 第四回 内部評価方式

〔団名を付す。〕

### (内部評価方式の承認)

第一百六十一條 内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合には、内部評価方式により証券化エクスボージャー(ABCP)プログラムに対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスボージャーであつて無格付のものに限る。)のリスク・ウェイエフを算出することができる。

(エクスボージャーの実効的な個数 (N))  
第一百六十一條 第二百五十七条第二項に掲げる「エクスボージャーの実効的な個数 (N)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第i番目のエクスボージャー(同一債務者に対する複数のエクスボージャーは一のエクスボージャーとみなす。)のEAD

2 再証券化エクスボージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスボージャーの裏付資産である証券化エクスボージャーのEADを用いる。

3 裏付資産のうち最もEADの大さいエクスボージャーのEADが当該裏付資産総額に占める割合 ( $C_1$ ) が明らかな場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスボージャーの実効的な個数 (N) を算出することができる。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

(承認申請書の提出)

**第二百六十二条の二** 内部評価方式の使用について前条の承認を受けようとする内部格付手法採用行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 内部評価制度（銀行がABCPプログラムに対する無格付の証券化エクスポージャーについて内部評価を付与するために内部で構築している制度をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他

の内部評価方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 内部評価方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

- 3 前項第四号に掲げる内部評価方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 内部評価方式を適用する範囲及びその適用を開始する日  
二 内部評価方式の適用を除外する予定の範囲

（承認の基準）

**第二百六十二条の三** 金融庁長官は、内部評価方式の使用について

「条を加える。」

「条を加える。」

第二百六十一條の承認をしようとするときは、内部格付手法採用行が内部評価方式の使用を計画するABCPプログラムの運営が次項に規定する「ABCPプログラムの運営に関する基準」に適合するかどうか及び当該内部格付手法採用行による内部評価制度の運用が第三項に規定する「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」に適合するかどうか（次条において「承認の基準」という。）を審査するものとする。

2 前項の「ABCPプログラムの運営に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が第二百六十条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準に適合すること。
- 二 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合には、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。
- 三 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられ、かつ、当該ガイドラインにおいて原資産の購入取引の仕組みの概要が定められていること。
- 四 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信  
用分析が行われていること。
- 五 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基

準を設けていること。

イ 長期にわたつて延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

六 ABCPの裏付資産の潜在的な信用力低下を防止するために、証券化エクスボージャーの裏付資産プールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれていること。

七 ABCPプログラムにおいてサービスサーの業務遂行能力及び信用リスクを勘案した回収の手順が定められていること。

八 ABCPプログラムにおいて裏付資産に係る元利金の回収の極大化を図るため証券化取引の原資産の譲渡人及びサービスサーについて生じ得るリスクを削減するための対策が講じられていること。

3 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ABCPプログラムに対する証券化エクスボージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムにおいて購入された原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

二 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の銀行の

内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に規定する内部格付手法の最低要件に沿つたものであること。

三 内部評価手続によつてリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価と適格格付機関による格付との対応関係が明確に定められていること。

四 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関（内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行つてゐるものに限る。）が公表している評価基準以上に保守的なものであること。

五 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合において、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。

六 評価の対象とする資産又はエクスポートジャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引について、当該取引に基づくABCPに内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。

七 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は行内の信用評

価部門若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。

八 前号に掲げる監査を行う者が、行内の顧客対応及びABCPを担当する営業部門から独立していること。

九 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポートの実績が対応する内部評価から恒常的にかい離している場合には、必要に応じて調整が行われていること。

十 ABCPプログラムにおいて購入を検討している原資産プールの損失を推計するに当たって、信用リスク及び希薄化リスクその他生じ得るリスクに関する全ての要因が勘案されていること。

(変更に係る届出)

**第二百六十一条の四**

内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 承認の基準に適合しない事由が生じた場合

2 前項第三号の規定による届出を行う場合には、内部格付手法採用行は、承認の基準に適合しない事由に関する改善計画を、当該

〔条を加える。〕

届出と同時に、又はその届出後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

**第二百六十二条の五** 金融庁長官は、内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合で、内部評価方式を用いて証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出することが不適当と判断したときは、第二百六十二条の承認を取り消すことができる。

(リスク・ウェイト)

**第二百六十二条の六** 内部格付手法採用行は、第二百六十二条の承認を受けた場合には、内部評価制度により証券化エクスポージャーに付与した内部評価をこれに相当する適格格付機関の付与する格付に紐付けすることにより、当該格付を有するものとして、第二百五十八条の規定を準用してリスク・ウェイトを算出するものとする。

## 第五目 標準的手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

〔目名を付する。〕

(裏付資産の加重平均  $\overline{LGD}$  ( $\overline{LGD}$ ) )

**第二百六十二条** 標準的手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区

〔条を加える。〕

第二百六十二条 第二百五十七条第二項に掲げる「裏付資産の加重平均  $\overline{LGD}$  ( $\overline{LGD}$ ) 」とは、次に掲げる算式により算出される値をい

分に応じて、当該各号に定める比率とする。

一 デタッチメント・ポイント（D）が $K_A$ （第一一百六十四条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率（ $K_A$ ）をこう。以下同じ。）以下の場合  $\frac{千一百五十一}{八百九十九}$

二 アタッチメント・ポイント（A）が $K_A$ 以上の場合 次条の規定により算出される $K_A$ 超過部分の所要自己資本率（ $K_{SSFA}(K_A)$ ）に十二・五を乗じて得られる比率（当該比率が、再証券化エクスボージャーについて百ペーセントを下回る場合にあつては百ペーセント、それ以外の証券化エクスボージャーについて十五ペーセントを下回る場合にあつては十五ペーセント）

三 アタッチメント・ポイント（A）が $K_A$ 未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント（D）が $K_A$ を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率（当該比率が、再証券化エクスボージャーについて百ペーセントを下回る場合にあつては百ペーセント、それ以外の証券化エクスボージャーについて十五ペーセントを下回る場合には十五ペーセント）

$$RW = \left[ \left( \frac{K_A - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA}(K_A) \right]$$

$K_{SSFA}(K_A)$ は、次条の規定により算出される $K_A$ 超過部分の所要自己資本率

2 銀行が保有する証券化エクスボージャーが無格付である場合（第一百五十九条の規定により推定格付を有するものとみなされる

$$\underline{LGD} = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

$LGD_i$ は、第*i*番目のエクスボージャー（同一債務者に対する複数のエクスボージャーは一つのエクスボージャーとみなす。）のLGD

2 購入債権を裏付資産とする証券化エクスボージャーについては、前項の規定にかかるも、 $\underline{LGD}$ を第百七十三条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

3 再証券化エクスボージャーについては、前一項の規定にかかるも、 $\underline{LGD}$ を百ペーセントとする。

4 第百七十三条第五項ただし書の規定は、内部格付手法採用行が、裏付資産のデフォルト・リスク及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスボージャーについて、当該裏付資産の加重平均LGDを算出する場合に準用する。

場合を除く。)であつて、当該保有する証券化エクスポートにおいて標準的手法準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、当該保有する証券化エクスポートに優先する適格格付機関の格付が付与されている証券化エクスポートに優先する適格格付機関の格付が付与されるもの(以下この項において「フロア参照証券化エクスポート」という。)について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポートのリスク・ウェイトは、フロア参照証券化エクスポートのリスク・ウェイトとする。

3| 前二項の規定にかかわらず、証券化エクスポートの裏付資産のエクスポートの総額に対し、延滞状況を把握していない原資産のエクスポートの総額が占める割合が五パーセントを超える場合には、当該証券化エクスポートについて標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出することができない。この場合において、当該証券化エクスポートには、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4| 第一項の規定により再証券化エクスポートに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、同項及び次条に規定するK<sub>a</sub>は、当該再証券化エクスポートの裏付資産を証券化エクスポートに該当する部分と該当しない部分に区分した上、その区分ごとにK<sub>a</sub>を算出し、当該区分ごとのエクスポートの額で加重平均した値とする。この場合において、当該再証券化エクスポートの裏付資産のうち証券化エクスポートに該当する

部分について  $K_A$  を算出するに当たっては、同条、第二百六十四条及び第一「百六十六条の規定にかかるらず、当該部分に係る原資産ペールの延滞率 (W) は、零とする。

( $K_A$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA}(K_A)$ ) )

第一「百六十一」条 前条第一項第一号及び第二号の  $K_A$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA}(K_A)$ ) は、次に掲げる算式により算出される値をもとめる。

$$K_{SSFA}(K_A) = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

$$a = -(1/(p * K_A))$$

$$u = D - K_A$$

$$l = \max(A - K_A, 0)$$

e、A、D、p及び  $K_A$  は、それぞれ次に掲げるものとする。

eは、自然対数の底 (2.71828を用いるものとする。)

Aは、アタッシュメント・ポイント (A)

Dは、デタッチメント・ポイント (D)

pは、1 (ただし、再証券化エクスポートージャーについては1.5とする。)

$K_A$  は、次条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の

所要自己資本率

(N及びLGDの計算における簡便法)

第一「百六十二」条 第二百五十七条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポートージャーのときは、同条第二項の規定にかかるらず、h及びvを零とすることができる。

2 第二百六十一条第三項に規定する ( $C_1$ ) が○・○・○以下の場合は、前条第一項の規定にかかるらず、LGDは○・五〇以上、エクスポートージャーの実効的な個数 (N) は、第一「百六十一条第一項の規定にかかるらず、次の算式で求められる値とする」とすることができる。ただし、 $C_m$  が明確でない場合は、Nを  $\frac{1}{C_1}$  とするのができる。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

$C_m$ は、裏付資産に含まれる資産のうち、最もEADの大きなものから順にm個のエクスポートージャーのEADの総額が当該裏付資産総額に占める割合

（延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率（ $K_A$ ））

（内部評価方式）

第一「百六十四条」前二「一条の延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率（ $K_A$ ）は、次条の規定により算出される標準的手法による裏付資産の所要自己資本率（ $K_{SA}$ ）及び第一「百六十六条」の規定により算出される原資産プールの延滞率（ $W$ ）を用いて、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$K_A = \frac{(1 - W) \cdot K_{SA} + W \cdot 0.5}{EAD_{Subpool\ 1}, EAD_{Subpool\ 2}, EAD_{Total} 及び K_{SA, Subpool\ 1}}$$

2 前項の $K_A$ を算出するに当たり、原資産プールの一部に延滞状況

を把握していない原資産が存在する場合には、裏付資産のエクスポートジヤーの総額に対し、当該延滞状況を把握していない原資産のエクスポートジヤーの総額が占める割合が五パーセント以下である場合に限り、次に掲げる算式により $K_A$ を算出することができる。  
この場合において、裏付資産のエクスポートジヤーを、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分とそれ以外の部分に分割し、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項に規定する $K_A$ 及び次条に規定する $K_{SA}$ をそれぞれ算出するものとする。

$$K_A = \left( \frac{EAD_{Subpool\ 1} \times K_{Subpool\ 1}}{EAD_{Total}} \right) + \frac{EAD_{Subpool\ 2}}{EAD_{Total}}$$

EAD<sub>Subpool 1</sub>、EAD<sub>Subpool 2</sub>、EAD<sub>Total</sub>及び $K_{SA, Subpool 1}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

第二「百六十四条」内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認がある場合、内部評価方式により証券化エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

2 内部格付手法採用行は、前項の場合、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二「百五十六条」第一項各号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスポートジヤーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。  
3 金融庁長官は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出する」とが不適当と判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

EAD<sub>Subpool\_1</sub>は、裏付資産のエクスポートのうち延滞状況を把握しない原資産に係る部分以外のエクスポートの総額  
EAD<sub>Subpool\_2</sub>は、裏付資産のエクスポートのうち延滞状況を把握しない原資産に係る部分のエクスポートの総額  
EAD<sub>Total</sub>は、裏付資産のエクスポートの総額

K<sub>a</sub><sup>Subpool\_1</sup>は、裏付資産のエクスポートのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項の規定により算出したK<sub>a</sub>

(標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K<sub>sa</sub>) )

第一百六十五条 前条第一項の標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K<sub>sa</sub>) は、SAP<sup>1</sup>又は混合プールに係る証券化エクスポートの裏付資産のエクスポート（オフ・バランス取引に係るエクスポート）を含む。以下の条において同じ。)にて標準的手法により算出される所要自己資本の額（標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額にハパーセントを乗じて得た額をいう。第四項において同じ。）の合計額（以下この条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。）を、当該裏付資産のエクスポートの総額で除して得た値を小数で表したものとする。

2 前項のK<sub>sa</sub>の算出に当たって、証券化目的導管体が存在する場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポートを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要でない」とが明らか

(内部評価方式の運用要件)

第一百六十五条 内部格付手法採用行は、内部評価方式により証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

- 1 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。
- 2 ABCPプログラムに対する証券化エクスポートの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

1) 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の銀行の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿つたものであること

なエクスポートジャヤーについては、この限りでない。

3| 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たつては、同項の証券化エクスポートジャヤーを保有する銀行が裏付資産

を直接保有していない場合であつても、当該裏付資産を直接保有しているものとみなす。

4| 第一項のK<sub>st</sub>の算出に当たつて、裏付資産に金利 swapped、通貨 swapped その他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これら

の取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポートジャヤーの額は、裏付資産のエクスポートジャヤーの総額に含めないものとする。

5| 第一項のK<sub>st</sub>の算出に当たつては、裏付資産に適用される信用リ

スク削減手法の効果を勘案することができる。

6| 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポートジャヤーの総額を算出するに当たつては、裏付資産のエクスポートジャヤーに対する個別貸倒引当金及び原資産の購入又は譲渡に伴い発生したディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

四 内部評価手続によつてリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。

五 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、この号に掲げる適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行つているものに限る。

六 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。

七 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たつては、総じて格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

八 評価の対象とする資産又はエクスポートジャヤーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づくABCPに内部

評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合は、この限りでない。

- 九 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は行内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。
- 十 前号に掲げる監査を行う者は、顧客対応及びABCPを担当する営業部門から独立していること。

十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスボージャーの実績が対応する内部評価から恒常に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。

十二 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。

十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

十四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限  
ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

十五 ABCPプログラムにおいて購入を検討している資産のプール

の損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければならない。

十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するため、エクスポージャーのプールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれていること。

#### (原資産プールの延滞率 (W) )

**第二百六十六条 第二百六十四条第一項の原資産プールの延滞率 (W)** は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第七十一条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー及び次に掲げるいずれかの事由が発生した場合のエクスポージャーの総額を、原資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。

一 債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由

二 差押え、仮差押えその他の強制執行手続

三 証券化取引の関連契約で規定されるデフォルト事由

**第二百六十六条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について百パーセントの掛け目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。**

2 第二百五十七条の規定にかかるわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定閑数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手

法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもつて、信用リスク・アセットの額とすることができる。

## 第六目 リスク・ウェイトの上限

### 「目名を付する。」

#### (証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

**第二百六十七条** 銀行は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）を保有する場合であって、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができます。

- 一 当該最優先証券化エクスポージャーがIRBブールに係る証券化エクスポージャーである場合 第七章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト
- 二 当該最優先証券化エクスポージャーがSAブールに係る証券化エクスポージャーである場合 第六章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクススポ

#### (重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

**第二百六十七条** 第二百五十条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。ただし、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする。

レジヤーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

三 当該最優先証券化エクスボージャーが混合ブールに係る証券化エクスボージャーであり、銀行が内部格付手法準拠方式を用いる場合 当該裏付資産のエクスボージャーのうち第一条第十三号に掲げる要件を満たすものにあっては第七章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十一・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスボージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のものにあっては第六章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の、当該裏付資産の全てのエクスボージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

四 当該最優先証券化工クスボージャーが混合プールに係る証券化エクスボージャーであり、銀行が外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第六章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスボージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

第七目 適格STC証券化エクスポートジャーナル

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

「目を加える。」

第二百六十七条の二一 適格STC証券化エクスポートが次の各号に該当する場合には、当該適格STC証券化エクスポートのリスク・ウェイトは、第一日からの前日までの規定にかかるらず、当該各号に定めるところにより算出することができる。ただし、当該適格STC証券化エクスポートが最優先証券化エクスポートヤーである場合において、当該適格STC証券化エクスポートのリスク・ウェイトが十パーセントを下回るときは十パーセント、当該適格STC証券化エクスポートヤーが最優先証券化エクスポートヤーでない場合において、当該適格STC証券化エクスポートヤーのリスク・ウェイトが十五パーセントを下回るときは十五パーセントとする。

一 内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポートヤーである場合 第一項の規定を準用する。この場合において、第二百五十七条第一項に規定するパラメーター (p) は、同項に掲げる算式にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{IRB} + D * \underline{LGD} + E * M_T) * 0.5]$$

この式において、 $K_{IRB}$ にあっては第二百五十四条に定めるところにより、N、 $\underline{LGD}$ 、M、A、B、C、D及びEにあっては第二百五十七条に定めるところによる。

11 外部格付準拠方式又は内部評価方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポートヤーである場合 第二項又は第四項の規定を準用する。この場合において、第二百五十八条

第一項の規定は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ  
、当該イからハまでに定めるところにより読み替えるものとす  
る。

イ 適格格付機関の付与する格付又は第二百五十九条に規定す  
る推定格付が長期格付であつて、当該証券化エクスボージャ  
ーが最優先証券化エクスボージャーである場合 第二百五十  
八条第一項第一号イの表中「

6—5	6—4	6—3	6—2	6—1	信用リスク 区分	証券化エクスボージャーの残存期間
四十	三十	二十五	十五	十五	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
五十	四十五	四十	三十	二十		

6 17	6 16	6 15	6 14	6 13	6 12	6 11	6 10	6 9	6 8	6 7	6 6
四百六十	三百八十	三百十	二百五十	二百	百六十	百四十	百二十	九十	七十五	六十	五十
五百五	四百二十	三百四十	二百八十	二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	六十五

信用リスク 区分							証券化エクスボージャーの残存期間	「とあるのは、「	6 18
6 7	6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1			
三十五	三十	二十	十五	十五	十	十	一年 (パーセント)		
四十	四十	三十	二十五	二十	十五		五年 (パーセント)	千二百五十	

6 18	6 17	6 16	6 15	6 14	6 13	6 12	6 11	6 10	6 9	6 8
千二百五十	四百十五	三百四十	二百八十	二百二十五	百七十	百三十五	百二十	七十	五十五	四十五
	四百五十五	三百八十	三百五	二百五十	百九十五	百五十五	百三十五	八十五	六十五	五十五

」と読み替えるものとする。

□ 適格格付機関の付与する格付又は第一百五十九条に規定する推定格付が長期格付であつて、当該証券化エクススポージャーが最優先証券化エクススポージャーでない場合 第一百五十一条第一項第一号□の表中「

信用リスク区分	証券化エクス申博ージャーの残存期間	
	1年 (八〇・ゼント)	5年 (八〇・ゼント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180

6 - 7	120	210
6 - 8	170	260
6 - 9	220	310
6 - 10	330	420
6 - 11	470	580
6 - 12	620	760
6 - 13	750	860
6 - 14	900	950
6 - 15	1050	
6 - 16	1130	
6 - 17	1250	
6 - 18	1250	

」 並んで「

信用リスク 区分	証券化エクスポートの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	40
6-2	15	55
6-3	15	70
6-4	25	80
6-5	35	95
6-6	60	135
6-7	95	170
6-8	150	225

6-9	180	255
6-10	270	345
6-11	405	500
6-12	535	655
6-13	645	740
6-14	810	855
6-15	945	
6-16	1015	
6-17	1250	
6-18	1250	

」と読み替へるものとする。

ハ 適格格付機関の付与する格付又は第一百五十九条に規定す

る推定格付が短期格付の場合 第二百五十八条第一項第二号  
の表中「

信用リスク区分	リスク・ウェイト(パーセント)
7—3	六十
7—2	三十
7—1	十
信用リスク区分	リスク・ウェイト(パーセント)
7—4	千二百五十
7—3	百
7—2	五十
7—1	十五

「とあるのは、「

」と読み替えるものとする。

- 三 標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポートエージャーである場合 第五日の規定を準用する。この場合において、第一百六十二條中「1（ただし、再証券化エクスポートエージャーについては1.5とする。）」のあるのは「0.5」と読み替えるものとする。

- 2 第六日の規定は、前項各号の場合において準用する。

- 3 第一項の「適格STC証券化エクスポートエージャー」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引（ABCP及びABCPプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。）に係るエクスポートエージャーをいう。

- 一 原資産の特性が同質であること。
- 二 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を入手可能であること。
- 三 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次の又は口に掲げるエクスポートエージャーの区分に応じて、当該又は口に定める組成の経験年数を有していること。

イ 個人向けのエクスボージャー又はこれに類するもの 五年

以上

ロ イに掲げるもの以外のエクスボージャー 七年以上

四 原資産が原資産プールに含められる時点で、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれららの兆候を示す債権が含まれていないこと。

ロ 証券化取引の関係者がデフォルト時の回収不能額の著しい増加を示す証拠を認識している債権又は強制執行、差押さえ若しくは仮差押さえが行われている債権が含まれていないこと。

五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。

イ 債権の組成に先立つ三年間の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けている又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をい

う。）が信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。

ニ 当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。

六 原資産プールを構成する債権が当該プールに含められる時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。

七 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。

八 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないこと。

九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。

十 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ（分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。）を証券化取引の実行前及び取引期間

中に入手可能であること。

十一 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換  
えに依存するものではないこと。

十二 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスク  
が存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、  
投資家がヘッジ取引に関する情報を入手可能であること。

十三 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定さ  
れ、かつ、元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与  
える可能性がある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前  
及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。

十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権  
を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い當  
該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が  
関連契約において明確に規定されていること。

十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書  
類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期  
間中に入手可能であること。

十六 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な  
様式で保有していること（第二百四十八条第三項各号に掲げる  
いづれかの条件を満たしていることを含む。）。

十七 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件を具備して  
いること。

イ 受託業務について高度な専門的知識をもつて適切に業務遂

行できる能力及び十分な実績を備えていること。

- ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トランシェの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されていること。

ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。

十八 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。

イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任

ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項

十九 投資家が次に掲げる情報を入手可能であること。

イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支

払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）

ロ 原資産に係る延滞状況等

ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資

産を確定する基準日をいう。以下この項において同じ。）にお

いて、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく

く、かつ、第六章の規定により算出される原資産のリスク・ウ

エイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場

合にあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次

のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハま

でに定める要件を満たしていること。

イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン

当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにお

ける金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中小企業等向けエクスポートジャーヤー又は個人向けエクスポートジャーヤー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポートジャーヤー 個々の原資産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポートジャーヤーであり、かつ、オリジネーターが当該証券化取引における最劣後部分を十パーセント以上保有している場合については、二パーセント）以下であること。

二十二 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること。

### 第三款 信用リスク削減手法

〔款名を付する。〕

（証券化エクスポートジャーヤーに対する信用リスク削減手法の適用に

（適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い）

係る総則）

**第二百六十八条** 銀行が保有する証券化エクスポート・ジャーヤーの信用リスク・アセツトの額を算出するに当たつては、証券化エクスポート・ジャーヤーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める担保（証券化目的導管体から提供される担保を含む。）による信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

一 当該証券化エクスポート・ジャーヤーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合 次に掲げる担保

イ 第九十条に規定する適格金融資産担保  
ロ 第百五十六条第四項に規定する適格資産担保

二 当該証券化エクスポート・ジャーヤーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第八十九条に規定する適格金融資産担保（包括的手法を用いる場合にあつては、第九十条に規定する適格金融資産担保）

2 第六章第五節並びに第百五十四条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、第一百二十二条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、4—3以上の信用リスク区分に対

**第二百六十八条** 第二百五十条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポート・ジャーヤーの信用リスク・アセツトを計算する場合に準用する。

応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、4—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第百三十一条中「エクスボージャーの残存期間」とあるのは「エクスボージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスボージャーに対して提供されている場合にあっては、残存期間が最も長い証券化エクスボージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第百五十四条第一項中「前条の規定にかかるわらず、内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「事業法人等向けエクスボージャー」とあるのは「証券化エクスボージャー」と、同条第四項中「第百二十五条から第百二十九条まで」とあるのは「第百二十五条、第百二十八条、第百二十九条」と読み替えるものとする。

3 第六章第五節の規定は、第一項第一号イ及び第二号の規定により適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、第百十四条第一号中「エクスボージャーの残存期間」とあるのは「エクスボージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスボージャーに対して提供されている場合にあっては、残存期間が最も長い証券化エクスボージャーのものとする。第百三十一条及び第百三十二条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第一百五十六条第四項の規定は、第一項第一号ロの規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第一百五十六条第四項中「第二項の規定にかかるわらず、事業法人等向けエクススポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクススポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「事業法人等向けエクススポージャー」とあるのは「証券化エクススポージャー」と読み替えるものとする。

#### (比例的な信用リスク削減手法の取扱い)

**第二百六十九条** 銀行が、証券化エクスspoージャーに対して比例的な信用リスク削減手法（信用リスク削減手法によって信用リスク削減効果が提供されている部分が当該信用リスク削減効果の提供対象となるエクスspoージャーの全額より小さい場合において、当該信用リスク削減効果を提供する者と受ける者が、当該エクスspoージャーに係る損失を当該信用リスク削減効果が提供している部分のエクスspoージャーの額とそれ以外の部分のエクスspoージャーの額との割合に応じて負担する信用リスク削減手法をいう。次項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスspoージャーに対して当該信用リスク削減効果を提供する部分を直接保有しているものとみなして信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

#### (内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い)

**第二百六十九条** 第百五十四条第一項、第三項及び第四項、第一百五十六条第三項から第五項まで並びに第百五十七条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスspoージャーに対する信用リスク削減手法に準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスspoージャー」とあるのは「証券化エクスspoージャー」と、「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

2 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスspoージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用することができる。

- 一 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合

2 銀行が、保有する証券化エクスポート・ボージャーに対して比例的な信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポート・ボージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

第二百七十九条 銀行が、証券化エクスポート・ボージャーに対して階層化された信用リスク削減手法（エクスポート・ボージャーの信用リスクを優先度の異なる複数の階層に分割して、一以上の階層に係る信用リスクを、信用リスク削減手法を提供する一又は複数の者に移転する信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポート・ボージャーについて分割された複数の階層のうち当該銀行が信用リスク削減効果を提供する階層を直接保有するものとみなしてこの章の規定を適用し、信用リスク・アセツトの額を算出するものとする。この場合において、分割された個々の階層を当初の証券化取引（当該証券化エクスポート・ボージャーの組成の原因となつた証券化取引をいう。以下この条において同じ。）において組成された一のトランシェとみなすものとする。

2 銀行が、保有する証券化エクスポート・ボージャーに対して階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受ける場合には、当該証券化エクスポート・ボージャーのうち信用リスク削

証券化エクスポート・ボージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合

二 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポート・ボージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百七十九条 第二百五十二条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセツトの額を算出する場合に準用する。この場合において、「投資家の保有する証券化エクスポート・ボージャーの額」とあるのは、「証券化エクスポート・ボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額」と読み替えるものとする。

2 前項の計算において、想定元本額の未実行の部分の EAD は、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセツトの額は、投資家の保有する証券化エクスポート・ボージャーの額に第二百五十二条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

3 |

前項の場合において、階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果を勘案した結果として、銀行が保有する証券化エクスボージャーの信用リスクを留保する部分があるときは、当該部分を当初の証券化取引において組成された一又は複数のトランシエとみなしてこの章の規定を適用し、当該部分の信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

4 |

銀行が第一項に規定する信用リスク削減効果を提供する階層及び前項に規定する信用リスクを留保する部分（次項及び第六項において「みなしトランシエ」という。）に係る証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、内部格付け手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出したリスク・ウェイトを適用する場合には、当初の証券化取引における全ての裏付資産を対象として第二百五十四条に規定する $K_{\text{ISB}}$ 又は第二百六十五条に規定する $K_{\text{SA}}$ を算出するものとし、かつ、みなしトランシエごとにアタッチメント・ポイント（A）及びデタッチメント・ポイント（D）を算出するものとする。

5 |

銀行が複数の階層に分割される前の当初の証券化エクスボージャー（以下この項及び次項において「当初の証券化エクスボージャー」という。）自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当初の証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、第二百五十条の規定に基づいて

外部格付準拠方式を用いるものと判定されるとときは、みなしトランシエに係る証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出には、次の各号に掲げる銀行が保有するみなしトランシエの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 当初の証券化エクスポートについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層である場合 外部格付準拠方式により算出される当初の証券化エクスポートのリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合に該当せず、当初の証券化取引において組成された当該当初の証券化エクスポートに劣後するトランシエから格付を推定することができる場合 第二款第三目又は第二百六十七条の二の規定により当該推定された格付を前提として算出されるリスク・ウェイト（外部格付準拠方式の適用に当たっては、銀行が保有する階層の「」（第二百五十八条第一項第一号ロに規定する「」をいう。）を使用するものとする。）

三 前二号のいずれにも該当しない場合 第二款第五目又は第二

百六十七条の二の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

銀行が前二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該銀行が保有するみなしトランシエが、当初の

証券化エクスポートジャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層以外の階層である場合には、当該当初の証券化エクスポートジャーが当初の証券化取引において最優先証券化エクスポートジャーとして組成されたものであつても、当該みなしトランシェを最優先エクスポートジャーとして取り扱わないとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十三条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、銀行が債券等（第二百八十一條に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の三第一項（第一百五十七条第六項又は第一百六十五条第四項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

〔一～三 略〕

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行のいづれにも該当しない国内基準行にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十三条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、銀行が債券等（第二百八十一條に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の三第一項（第一百五十七条第五項又は第一百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

〔一～三 同上〕

〔一〇三 略〕

四 期待エクスポート方式の使用について第七十九条の三第一項（第百五十七条第六項又は第百六十五条第四項において準用する場合を含む。）の承認を受けた銀行

4  
〔略〕

（証券化エクスポート方式の個別リスク）

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、銀行が証券化エクスポート方式の個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポート方式について次項の規定により第二百四十八条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウェイトとし、第二百八十二条又は第二百八十三条に規定する要領に基づき証券化エクスポート方式の銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2 前項の規定により銀行が証券化エクスポート方式の個別リスクの額を算出する場合には、第八章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、第二百四十八条の四第一項中「次款の規定」とあるのは「次款（第七目を除く。）の規定」と読み替えるものとする。

〔一〇三 同上〕

四 期待エクスポート方式の使用について第七十九条の三第一項（第百五十七条第五項又は第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた銀行

4  
〔同上〕

（標準的手法採用行における証券化エクスポート方式の個別リスク）

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証券化エクスポート方式の個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポート方式の銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

区分	信用リスク
証券化エクスポート方式（再証券化エクスポート方式を除く。）の場合	再証券化エクスポート方式の場合
（パーセント）	（パーセント）

区分	信用リスク	区分	信用リスク
八 一・六	証券化エクスポート・ジャーナル (再証券化エクスポート・ジャーナルを除く。) の場合 (パーセント)	百 五十二	6—5 二十八 八 四 一・六
十八 三・二	再証券化エクスポート・ジャーナル の場合 (パーセント)	五十二 十八 八 三・二	6—4 6—3 6—2 6—1

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めることによる。

7—4

百

(証券化エクスボージャーのショート・ポジションの個別リスク  
リジヤーの個別リスクの額の計算について準用する。)

第三百二条の三 第二百八十二条第二項の規定は、証券化エクスボ

(内部格付手法採用行における証券化エクスボージャーの個別リ  
スク)

第三百二条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行  
が証券化エクスボージャーの個別リスクの額を算出する場合には  
、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ  
、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十  
三条に定める要領に基づき証券化エクスボージャーの銘柄ごとに  
相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リス  
クの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めること  
ろによる。

分		信用リ スク区 域	場合
Nが六以上 であり、か つ、当該証 (パー セ	Nが六以 上の場 合	証券化エクスボージャー(再証券 化エクスボージャーを除く。)の 場合	再証券化エクスボージ ヤーの場合
Nが六未 満の場 合	(パー セ	当該再証券 化エクスボ 化エクスボ イジヤーが 当該再証券 化エクスボ イジヤーが	当該再証券 化エクスボ 化エクスボ イジヤーが



信用リ スク区	8 — 12	8 — 11	8 — 10	8 — 9	8 — 8	8 — 7	8 — 6
証券化エクスポート・ジャーナー（再証券化エクスポート・ジャーナーを除く。）の ヤーの場合	百 • ○ ○	五十二 • ○ ○	三十四 • ○ ○	二十 • ○ ○	八 • ○ ○	四 • 八 ○	二 • 八 ○
再証券化エクスポート・ジャーナーの場合		六十 • ○ ○	四十 • ○ ○	二十四 • ○	十六 • ○ ○	十二 • ○ ○	八 • ○ ○
	○	六十八 • ○	○	五十二 • ○	四十 • ○ ○	二十八 • ○	十二 • ○ ○

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 3	7 2	7 1	分									
四・八〇	〇・九六	〇・五六	ト	場合	°	場合を含む	方式による	内部評価	ポージャー	券化エクス	が最優先証	Nが六以上であり、かつ、当該証
六・〇〇	一・六〇	〇・九六	ト	(パー	セ	ン)	ト	上	の場	セ	ト)	Nが六以上であり、かつ、当該証
	二・八〇	一・六〇	ト	(パー	セ	ン)	ト	満	の場	セ	ト)	Nが六未満の場合
十一・〇〇	三・二〇	一・六〇	ト	合	(パー	セ	ン)	式による場	内部評価方	化エクスボ	イジヤー(	当該再証券
十八・〇〇	五・二〇	二・四〇	ト	合	(パー	セ	ン)	合を含む。	内部評価方	化エクスボ	イジヤー(	当該再証券

「条を削る。」

7  
—  
4

百・〇〇

(無格付の証券化エクスポートジャーナーの個別リスク等)

**第三百二十二条の四** 第二百四十九条第二項から第六項まで及び第二百八十二条第二項の規定は、証券化エクスポートジャーナーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百四十九条第二項中「前項」とあるのは「第三百二十二条の二及び第三百二十二条の三」と、「千二百五十分の一」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第三百二十二条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第三百二十二条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項の規定にかかわらず、銀行が証券化エクスポートジャーナーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付（前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合

を含む。以下この条において同じ。）の証券化エクスポートジヤーについて、第二百五十七条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

3

第一項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項及び前項の規定にかかわらず、銀行は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポートジヤーについて、当該無格付の証券化エクスポートジヤーの裏付資産を構成する個別のエクスポートジヤーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポートジヤーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポートジヤーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポートジヤーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポートジヤーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポートジヤーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4

前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポートジヤーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポートジヤーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクス  
ポージャーの取扱い)

**第三百二十二条の四** 「略」

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントの  
リスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エク  
スポージャーに当該リスク・ウェイトを乗じて得た値を個別リス  
クの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相  
当する額を除くものとする。

〔項を削る。〕

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクス  
ポージャーの取扱い)

**第三百二十二条の五** 「同上」

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントの  
リスク・ウェイトが適用される場合については、第二百四十七条  
(第一項第二号を除く。) の規定を準用する。この場合において  
、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント  
」と読み替えるものとする。

3|| 信用補完機能を持つ「0ストリップスについては、第二百四十  
七条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合にお  
いて、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセ  
ント」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。